

構造改革特別区域計画 認定申請マニュアル

注意

本マニュアルは、構造改革特別区域計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

構造改革特別区域計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルをご確認ください。

令和5年12月
内閣府 地方創生推進事務局

もくじ

貢

総論

第1章 構造改革特別区域計画の認定制度について

1-1 認定制度の概要	1
1-2 認定制度のポイント	1
1-3 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との関係	9

第2章 認定基準等の解説

2-1 特区計画の認定基準について	10
2-2 関係府省庁の長による同意について	16

第3章 認定申請手続について

3-1 認定申請に必要な書類	19
3-2 認定申請書類の作成要領	20

付録1 モデル添付書類（例）

.... 34

各論

(警察庁)		
101	特殊海岸地域交通安全対策事業 41
(人事院)		
201	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業 42
202	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業 43
203	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業 44
(総務省)		
412	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業 45
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成 弾力化事業 50
(法務省)		
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 53
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業 55
512	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 57
(財務省)		
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業 60
709 (710, 711)	特産酒類の製造事業 63
712	清酒の製造場における製造体験事業 66
(文部科学省)		
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 70
816	学校設置会社による学校設置事業 72
817	学校設置非営利法人による学校設置事業 82
822	公私協力学校設置事業 84
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業 88

1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	138
1124	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	140
1125 (1114)	特定施設における保安検査期間変更事業	142
1129-1 (1112)	液化ガスの容器における充てん率変更事業	144
1130	オートレース小規模場外車券発売施設事業	146
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	148

(国土交通省)

1205 (1214, 1221)	重量物輸送効率化事業	150
1210	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の 占用の許可柔軟化事業	152
1218	地域特性に応じた道路標識設置事業	154
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	155
1227	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	158
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	159
1231	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含 む土地区画整理事業	166

(環境省)

1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	168
1306	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	170
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	172

(こども家庭庁)

920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	174
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の 容認事業	177
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の	

總論

第1章 構造改革特別区域計画の認定制度について

1－1 認定制度の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）に基づく規制の特例措置が適用されるためには、地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）を設定し、当該特区内で適用させようとする規制の特例措置を盛り込んだ構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

内閣総理大臣による特区計画の認定は、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）で明らかにしているとおり「（認定基準）を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない」こととしています。

特区計画の認定申請に当たっては、

- ① 法令解釈事前確認制度（いわゆるノーアクションレター制度）
- ② 民間事業者等による特区計画の案の作成に関する提案制度

を導入し、特区計画を申請しようとする地方公共団体や特区で事業を展開しようとしている民間事業者等の取組が円滑に進むように配慮しています。

1－2 認定制度のポイント

1) 認定の発案から認定までの流れ

特区計画の認定の発案から認定までの流れを、時間の経過に応じて並べると次のとおりになります。

- ① 法令解釈の事前確認（法第4条第8項）
- ② 民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案（同条第5項及び第6項）
- ③ 特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取（同条第4項）
- ④ 特区計画の認定の申請（同条第1項）
- ⑤ 特区計画の認定（同条第9項及び第12項並びに法第5条）
- ⑥ 特区計画の変更（法第6条）

これらについて、以下に特区計画の作成者がまず把握しておく必要のあるポイントを記述します。

2) 法令解釈の事前確認

法令解釈の事前確認については、法第4条第8項及び基本方針3.(2)①に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 地方公共団体は特区計画の案を作成するに当たって、基本方針別表1に示された規制の特例措置に関する法令等の解釈だけでなく、規制の特例措置に関連する事業に関する法令等の解釈についても関係府省庁に確認することができる。例えば、国際交流を推進しようとする特区計画において、外国人研究者に関する規制の特例措置に関連して、当該外国人の在留環境の改善を図るため、外国人医師や外国人弁護士の活用を図る事業を関連する事業とした場合、これに関する医師法、弁護士法等の法令等の解釈を求めることが可能である。
- ② 法附則第5条に基づき、訓令又は通達により定められる規制の特例措置についても、法律、政省令と同様に事前確認を行うことができる。
- ③ 法令解釈の事前確認への回答が期限（原則として30日以内）までにない場合には、内閣府に設ける相談窓口に事実の確認等を求めることができること。

3) 民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案

民間事業者等からの特区計画の案の作成についての提案に関しては、法第4条第5項及び第6項並びに基本方針3.(2)②に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 特区計画の案の作成についての提案を行うことができる者は、規制の特例措置の適用が受けられるすべての者（特区外に所在する者を含む。）であること。
- ② 提案を踏まえて特区計画の案を作成する必要がないと地方公共団体が判断した場合は、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないとされており、その際には提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法で回答することが望まれること。

- ③ 提案したにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がなされず、民間事業者等から内閣府に設ける相談窓口に相談等があった場合には、相談窓口から地方公共団体に対し事実の確認等を求める場合があること。

4) 特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取

特区計画の案の作成に当たっての実施主体等からの意見聴取については、法第4条第4項に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

- ① 意見聴取は、特区計画の案の作成の段階で既に規制の特例措置の適用を受けようとする者として特定されているものに対して行えば足りるものであること。特区計画に記載することとなる規制の特例措置の適用を受ける主体（実施主体）の範囲に含まれ得るすべての者を指すものではない。

例えば、A市が特区計画において規制の特例措置の適用を受ける主体を「市内の保育所」とする場合、全市で10施設ある保育所のうち、案の作成段階で特例措置を受け入れる意向を示している保育所が3施設であれば、この3施設について計画に記載することを前提に意見を聴取すれば足りることとなる。

- ② 都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならぬと規定されているが、都道府県と市町村が共同で申請する場合は、共同で申請する市町村は計画の作成主体となるので、「関係市町村」には該当せず、本条に基づく意見を聞く必要はないこと。

5) 特区計画の認定の申請

特区計画の認定の申請は、地方公共団体から内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、法第4条第1項に基づき定められることとなる内閣府令に基づく様式を用いた申請書及び特区計画に、同府令に基づく書類を添付して行うこととなります。特区計画に記載すべき事項及び記載するよう努める事項は、同条第2項及び第3項に列挙されています。

これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは、次の3つのポイントを挙げます。

① 計画の認定申請の主体

特区計画の認定申請の主体については、法第4条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.（1）②i）に記述されている内容によること。

なお、特区計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）
- オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）※
- カ) ア)～オ) のいずれかと、特区内において特定事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同

※ オ)の場合の意見聴取については、4) を参照

② 特区の範囲

特区の範囲については、法第2条第1項に定められているが、次のとおり、基本方針3.（1）②ii）に記述されている内容によること。

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又は全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又は全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

特区の範囲は、必ずしも特区計画に盛り込んだすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できるものである。

なお、地方公共団体が特区の範囲からさらに、個別の規制の特例措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該規制の特例措置を受ける主体について記載する際に、「(特区のうち) ○○地区で適用する××の規制の特例措置を受ける主体」とすることにより対応することとする。

③ 訓令又は通達により定められる規制の特例措置の取扱い

法第4条第1項に基づき申請される特区計画に記載され、同条第11項に基づき適用される規制の特例措置は、厳密には法律、政令、省令及び告示（以下「法律等」という。）で定められたものである。基本方針別表1に掲載されている訓令又は通達（以下「通達等」という。）で定められた規制の特例措置については、法附則第5条に基づき、「法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるもの」として位置付けられ、基本方針2.（4）において、「特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする」とされている。

すなわち、通達等に基づく特例措置についても、法律等に基づく特例措置と同じように、特区計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受ければ発効することとするものである。これにより、一つの特区計画で法律等に基づく特例措置と通達等に基づく特例措置を併せて記載することも、通達等に基づく特例措置のみの特区計画を申請することも可能である。

この場合、通達等に基づく特例措置に関する申請にあっても、法律等に基づくものと同様に、「構造改革特別区域計画」、「構造改革特別区域」、「特定事業」等の用語を用いることとする。

④ 特区計画に記載する実施主体の範囲

特区計画で記載すべき実施主体は、規制の特例に基づく事業が確実に実施されるために特定する必要がある主体であるが、計画を作成する地方公共団体が規制の特例をどのように捉えるかにより特定すべき主体の範囲が変化するものであることから、当該事業が成立するために合理的な範囲で任意に設定できるものである。

⑤ 特区計画に記載する特定事業の数

特区計画に記載する特定事業については、数の限定はない。計画全体として認定基準に適合するものであれば、特定事業は1つでも複数でもよい。

6) 特区計画の認定

特区計画の認定に関しては、法第4条第9項から第12項まで及び第5条並びに基本方針3.（1）、3.（1）④、3.（1）⑤及び3.（1）⑥に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。なお、認定基準の内容及び関係府省庁の長が行う同意については、第2章で詳述します。

- ① 特区計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しないこと。なお、特区計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合がある。
- ② 特区計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知される。

7) 特区計画の変更

特区計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、法第6条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。

なお、認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を内閣府令で定めています。

- | |
|--|
| イ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更 |
| ロ 規制の特例措置の適用の開始の日の6月以内の変更 |
| ハ イ及びロに掲げるもののほか、特区計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更 |

このうち、「ハ イ及びロに掲げるもののほか、特区計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、個別の規制の特例措置に応じて特区計画に記載することが要請される規制の特例措置の内容の詳細な事項についての軽微な変更を想定しています。この場合の軽微な変更の具体的な内容については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体的な事情を勘案して判断することになります。

また、市町村合併に伴い、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は当然に変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

軽微な変更を行った場合であっても、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、特区計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いします。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

① 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、特区計画の変更の申請を行う必要があります。

＜特区計画の取扱い＞

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第6条に基づく変更の申請を行います。

＜手続＞

イ 基本方針3.（1）⑧において、「市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、（中略）当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。」とされておりますが、具体的には、地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定期日の3か月前から合併予定期までの間で速やかに、変更の申請書を提出してください。なお、変更計画書の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談ください。

ロ 変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。

ハ 特区の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出してください。

② 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をしてください。特区の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

＜特区計画の取扱い＞

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、特区の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

＜手続＞

イ 合併に伴い、特区の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、法第6条第1項の「軽微な変更」に該当しますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願ひいたします。

ロ 合併に伴い、編入した他の市町村にも特区の範囲を拡大する等の場合には、法第6条に基づく変更の申請を行ってください。

＜参考条文＞

構造改革特別区域法

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

附 則

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

構造改革特別区域法施行規則

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二・三 (略)

地方自治法

第七条 (略)

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 (略)

第二百六十条 (略)

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 (略)

1－3 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

特区計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、地域再生計画の支援措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。このため、特区計画の認定申請と、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第15号の規定に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する特定事業については、地域再生計画に記載することができます。

この場合、地域再生法第17条の61の規定に基づき、特定事業が記載された地域再生計画の認定があった場合は、特区計画の認定があったものとみなします。

第2章 認定基準等の解説

2-1 特区計画の認定基準について

特区計画の認定基準については、法第4条第9項各号（1号基準から3号基準まで）に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.（1）④に記述されています。これらの内容について、以下に解説します。

1) 基本方針3.（1）④ i) ア)について

i) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）
ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。
その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.（2）ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

<基本方針1. >

(1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自

の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こうした基本的考え方方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

- ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用に際しては、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第4条第5項及び第6項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

【解説】

法第4条第9項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「特区基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ・ 基本方針中「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
 - ・ 基本方針中「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
- の2つに分けられます。ここでは、前者の内容について解説します。

基本方針1. (1) 及び (2) に「構造改革の推進等の意義」及び「構造改

革の推進等の目標」が定められていますが、特区計画全体がこれらの「意義」及び「目標」の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- ① 基本方針中の「意義」に照らして、「自助と自立の精神」のもとに、地域の特性に応じた特区構想として知恵と工夫を持って立案された計画であること。
- ② 基本方針中の「目標」に照らして、地域特性に応じた地域活性化のみならず、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たり得るものであること。

2) 基本方針3. (1)④ i)イ)について

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること
特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からエ) を満たすこと
が判断基準である。

<基本方針3. (1) ③ア) からエ) >

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

【解説】

1号基準の後者の内容について解説します。ここでは、次の4つの事項に従って、特区計画が作成されていることが求められます。

- ① 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること。
 - ・ 特区計画に記載されている規制の特例措置の内容が、法律等又は通達

等で定められている規制の特例措置の規定内容に対して、客観的事実に照らして反するものでないことについて判断するものです。この際、一義的には地方公共団体が計画の申請に当たって行った適合の判断が尊重されます。

② 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

- ・ 特区の範囲については、第1章1－2 5) ②で述べたとおり、「必ずしも特区計画に盛り込んだすべての規制の特例措置が適用される区域を示すものではなく、関連する事業を含め、地方公共団体が実施しようとする事業全体に対応するものとして合理的な範囲で設定できる」ものです。ここでは、特区の範囲に事業の実施と明らかに関連のない区域が含まれていないことを判断するものです。

③ 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

- ・ 特区計画に基づき実際に行われることが期待されている具体的な行為と、特区計画に盛り込まれている規制の特例措置の規定内容とが明らかに反していないことを判断するものです。

④ 民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

- ・ 法第4条第4項及び第5項に基づく制度が、特区計画を申請する地方公共団体により確実に履行されていることを確認するものです。例えば、民間事業者等からの提案を踏まえた計画であるとしながら、合理的な理由なく提案内容と異なる計画となっている場合、都道府県が申請主体であるのに関係市町村からの意見聴取がなされていない場合、実施主体からの意見聴取の方法が極めて短時間かつ一方的な方法で行われており、十分な意見の反映が困難であると認められる場合等は、この基準に適合しないものとして扱われます。

3) 基本方針3. (1)④ ii)について

ii) 2号基準(当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的・社会的効果を及ぼすものであること) 特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより、適切な

経済的効果を及ぼすと見込まれることが判断基準である。

【解説】

法第4条第9項第2号に基づく基準の具体的な内容を述べたものです。

特区計画に定める個々の事業ごとの効果だけではなく、計画全体として効果が見込まれる必要があります。

必ずしも経済的効果の大きさや発現の早さを問うものではなく、特区の状況に応じて、適切な経済的効果を及ぼすことが見込まれることについて判断するものです。

4) 基本方針3. (1)④iii)について

iii) 3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

特区計画が認定された場合に、

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること
が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

【解説】

法第4条第9項第3号に基づく基準（以下「3号基準」という。）は、特区計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、全国的な構造改革への波及、地域経済の活性化という特区制度の目標の実現に着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。

主体の特定状況の判断については、次のポイントが挙げられます。

① 規制の特例措置が成立するために特定することが不可欠な主体についての特定状況が対象であること。例えば、障害児（者）を特定小規模多機能型居宅介護事業所で受け入れる特例については、規制の特例措置を受ける主体としては事業所、障害児（者）（となる者）の両方が想定されますが、事業所を特定すれば、障害児（者）となる者が存在する蓋然性は当然に高いと言えるので、事業所のみが主体となります。

② 「特定されている」とは主体となる具体的な個人又は法人が既に定まって

いることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のものが挙げられます。

イ 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

ロ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、間もなく特定されることが確実な状況

ハ コンペやプロポーザル等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

いずれにしても、なお書きとの関係から見ても、計画認定後1年以内に主体が特定される見込みが高いと判断されることが必要となります。

③ なお書きでは「申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる」とされており、いわば「仮免許」を付与することを予定しています。これは、規制の特例措置が受けられることを担保した後でなければ、主体の誘致、勧誘を行うことが難しい場合があることに配慮したものです。この場合、1年以内に主体が特定されなければ、法第9条に基づき認定の取消しが行われる可能性があることに留意する必要があります。

事業の実施スケジュールの判断に当たっては、規制の特例措置の適用が開始された後、これに基づく事業が成立し、必要な成果が得られるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切なタイムスパンは異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することとなります。

2－2 関係府省庁の長による同意について

関係府省庁の長による同意については、法第4条第10項に規定されており、その具体的な内容が基本方針3.(1)⑤に記述されています。これらの内容について、以下に解説します。

＜基本方針3.(1)⑤＞

⑤関係府省庁の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行う^①ものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行う^②ものとする。

関係府省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」^③及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意する^④ものとする。

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図る^⑤ものとする。

また、関係府省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付す^⑥ことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

【解説】

- ① 「期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行う」
- ・ 関係府省庁の長は、期限までに同意又は不同意の判断を行い、書面又は電磁的方法により、判断の結果を回答することとされています。

② 「適合の判断は地方公共団体が行う」

- ここで地方公共団体が行うこととされている「適合の判断」とは、規制の特例措置を定める法律等又は通達等の規定内容と、当該特区計画に記載する規制の特例措置の内容との適合を判断することを指すものであり、具体的には「×××の要件に適合するものと地方公共団体が認めて申請し」と記載されている部分の要件への適合の判断等が該当します。

③ 「別表 1 に定める「同意の要件」」

- ②で述べたように規制の特例措置の導入に当たっての要件は原則として地方公共団体が判断することとされており、関係府省庁の長が同意に当たって個別の規制の特例措置について特別に求める要件は極めて限定されています。基本方針別表 1 では、次の 2 つのものに限定されているところです。

イ 規制の特例措置に関して一定の手続が実施されていることが定められている場合に当該手続の確認を行うもの

ロ 規制措置の特例を認める条件として、安全面で措置を求めている場合に当該措置の確認を行うもの

④ 「特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意する」

- 「明らかに反する」とは、客観的な事実に照らして反することを指します。特例措置の内容と「特例措置の内容等」との適合については地方公共団体が一義的に判断することとされていることから、地方公共団体の判断を尊重し、関係府省庁の長が行う判断は客観的な事実に照らした形式的なものに限定しているものです。

⑤ 「地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図る」

- 仮に、関係府省庁の長が客観的な事実に照らして不適合の判断をした場合には、当該規制の特例措置については認定の対象とすることはできませんが、関係府省庁の長の判断のみをもって直ぐに認定の不可の処理を行うことはせず、地方公共団体、関係府省庁の長の双方から事実の確認等を行う等、内閣総理大臣が所要の調整を行うこととしています。

⑥ 「同意の要件等」に関する条件を付す」

- ・ 関係府省庁の長が同意に際して何らかの条件を付すことは不必要に行われてはなりませんが、例えば、上述した保安関係規制の特例措置の条件として安全面での措置を「同意の要件」として求める場合には、個別の事情に応じて措置の担保方法等について条件を付すことがやむを得ないものと認められる場合もあります。
- ・ そこで、③で述べたように極めて限定的に設定されている「同意の要件」に関するものについてのみ、条件の設定を容認することとしたものです。

第3章 認定申請手続について

3-1 認定申請に必要な書類

特区計画の認定申請に必要な書類は、法第4条第1項に基づく内閣府令で定められることとなっていますが、規定されている書類は次のとおりです。

- ① 特区計画認定申請書（内閣府令で様式を規定）
- ② 特区計画（法第4条第2項及び第3項で記載すべき事項及び記載するよう努める事項を規定。また、内閣府令で様式を規定）
- ③ 添付書類
 - イ 特区に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図
 - ロ 規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
 - ハ 特区計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - ニ 法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要
 - ホ 法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
 - ヘ イからホに掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付書類の一覧（目次）を作成してください。

法律等に基づく規制の特例措置と同様に、通達等により定められる規制の特例措置の適用を受けようとする場合、上記の書類と同様のものを用いることとします。具体的には、一つの特区計画で法律等に基づく特例と通達等に基づく特例を併せて記載することも、通達等に基づく特例のみの特区計画を作成することも可能となります。

また、認定された特区計画の変更の申請に際しては、

- ① 特区計画の変更の認定申請書
- ② 変更後の特区計画
- ③ 変更事項に係る添付書類（添付書類一覧（目次）及び上記イからへのうち該当するもの。付録1 モデル添付書類（例）参照）

を揃えて、申請することとなります。

3－2 認定申請書類の作成要領

1) 特区計画認定申請書等

① 特区計画認定申請書

特区計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定申請については、基本的に同時の受付を可能とし、認定手続を一体的に進めることとしたことから、認定申請書類についても、個々の計画の場合のみならず、複数の計画を同時に申請する場合に対応できるようになっています。

なお、地域再生法第5条第4項第15号の規定に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する特定事業については、地域再生計画に記載することができます。

イ 特区計画のみの認定申請を行う場合

構造改革特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について認定を申請します。

本申請書の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記載すること。
- ii) 法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

□ 特区計画と同時に、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合

i) 特区計画と地域再生計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

ii) 特区計画と中心市街地活性化基本計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置

のみに基づく計画にあっては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

iii) 特区計画、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画の3計画を同時に認定申請する場合

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画
認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注) ・特区計画の認定申請に関しては、法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第5条に規定する措置」の文字を、同法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

② 特区計画の変更の認定申請書

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

注) ・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

本申請書の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記載すること。
- ii) 「変更事項」には、3－2 1) ③特区計画（本体）の記載事項のうち、1から8までの事項、及び3－2 1) ④特区計画（別紙）の記載事項のうち、別紙の1から5までの事項で変更があるものについて記載すること。
- iii) 「変更事項の内容」には、変更事項ごとに、変更前と変更後を対比して記載すること。
- iv) 法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第6条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

③ 特区計画（本体）

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 2 構造改革特別区域の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果
- 8 特定事業の名称

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

注 2及び4から8までに掲げる事項については、記載するよう努めること

本計画の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

- i) 「1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称」には、特区計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記載すること。複数の地方公共団体が共同で申請する場合には、連名で記載すること。

- ii) 「2 構造改革特別区域の名称」には、「〇〇特区」と記載すること。ただし、複数の計画を同時に認定申請する場合は、計画名称を一つにまとめることが可能にするため、「〇〇特区」以外の記載も可能とします。名称については、計画の内容を簡潔かつ端的に表現するものを任意に設定してください。
- iii) 「3 構造改革特別区域の範囲」には、特区の範囲を明示すること。文書で表現することが困難な場合には、「別添のとおり」とし、図面を添付しても結構ですが主たる場所は明示してください。特区の範囲の表現方法については、特区計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないよう定めればよく、特に決まりはありません。
- iv) 「4 構造改革特別区域の特性」には、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性、すなわち自然的、経済的、社会的諸条件や他の地域と異なる取扱いをする必要性等特区の特性を簡潔かつ端的に表現すること。特区の特性については、特区計画の意義、目標、経済的社会的効果と連動するとともに、個別の規制の特例措置の内容との整合性にも関係することに留意して記述してください。
- v) 「5 構造改革特別区域計画の意義」には、基本方針1. (1) の内容と整合性をとりつつ、特区計画の意義を簡潔かつ端的に表現すること。
- vi) 「6 構造改革特別区域計画の目標」には、基本方針1. (2) の内容と整合性をとりつつ、計画により、当該特区において実現されるべき経済社会活動の状態等特区計画の目標を簡潔かつ端的に表現すること。
- vii) 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述すること。この際、可能な限り定量的な表現を用いることとし、定量的な指標の根拠を明らかにしてください。根拠を示す書類については、「別添のとおり」として、添付しても構いません。
- viii) 「8 特定事業の名称」には、当該特区計画で実施しようとする特定事業のすべての名称を記載すること。なお、事業の詳細は、3-2-1) ④の特区計画（別紙）に記載することになっています。

なお、5及び6等必要に応じてまとめて記載することも可とする。

④ 特区計画（別紙）

別紙

- 1 特定事業の名称
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

注1 特定事業ごとに作成すること
2 1に掲げる事項については、記載するよう努めること

別紙は、特区計画に記載する特定事業ごとに作成してください。別紙の作成に当たってのポイントは次のとおりです。

i) 「1 特定事業の名称」には、基本方針別表1に記載されている特定事業のうち該当するものの「番号」及び「特定事業の名称」を記載すること。

ii) 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」には、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載すること。その際、3号基準の主体の特定に留意してください。例えば、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の特例では、「特区内の保育所（の設置主体）」、「特区内の保育所のうち○○町に所在するもの」、「(特定の) ○○保育所」等の表現が可能です。

この場合、「(特定の) ○○保育所」と保育所を特定して記載していれば、主体を追加する場合には計画の変更事項に該当しますが、「特区内の保育所」と記載し、当面、一部の保育所で特定事業を実施し、その後、他の保育所を追加しても計画の変更は必要ありません（ただし、この場合は原則として、当面実施する保育所を後述する3-2-2) (2) の書

類で明確にし、主体の特定を図ることとします。)。

なお、規制の特例措置の適用を受ける者の特定が求められている規制については、主体を特定していただくことが必要です。

- iii) 「3 当該規制の特例措置の適用の開始の日」には、特区計画の認定後、規制の特例措置の適用を開始しようとする日を地方公共団体が実情に応じて任意に設定し、記載すること。すなわち、規制の特例措置が適用された後に行われる許認可や事実行為の開始の日を記載するものではありません。
- iv) 「4 特定事業の内容」には、規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述すること。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、内閣府地方創生推進事務局ホームページで明らかにしています。
- v) 「5 当該規制の特例措置の内容」には、当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠、基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法や「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述すること。特に、2-2で記述しましたように、特例措置の内容への適合の判断は、地方公共団体が行うこととなっているので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述してください。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するものではありません。なお、個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、内閣府地方創生推進事務局ホームページで明らかにしています。

2) 添付書類

2-1) 特区計画のみの認定申請の場合

(他の計画も同時に申請する場合は、2-2) を参照)

(1) 区域の図面

〔特区に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図〕

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録1のうちモデル添付書類（例）の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - i) 特区の範囲が市域、県域等の行政界と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
→→→ 地図Aを添付
 - ii) 特区の範囲が市域、県域等の行政界と異なる場合は、行政界の一部を切り取って特区の範囲とする場合は紛れがないように、縮尺、方位、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
→→→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

(2) 実施主体の特定の状況

〔規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類〕

- ・ 特区計画（別紙）に記載される「当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類（例）の「実施主体の特定の状況」を参考してください。
- ・ ポイントは次のとおりです。
 - i) 主体が既に特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
 - ii) 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体を特定する方法、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記載してください。

(3) 工程表（特区計画の工程表及びその内容を説明した文書）

- ・ 3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類（例）の「工程表」を参考してください。
- ・ ここには、各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
- ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。
- ・ 個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記載してください。
 - i) 当該規制の特例措置の適用が開始される日
 - ii) 特区計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日
 - iii) 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日

(4) 関係者の意見（法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要）

- ・ 意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

(5) 特定事業の実施予定者からの提案（民間事業者等による地方公共団体への提案の概要）

- 〔法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要〕
- ・ 提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の方法、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

(6) 同意要件に関する書類

（その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類）

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

- ① 弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
- ② 特区計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

2－2) 地域再生計画、中心市街地活性化基本計画と同時に認定の申請を行う場合

(1) 区域の図面及び(2) 工程表については、3－2 2－1) (1) 及び(3) と同じ書類を添付してください。

ただし、(1) の区域の図面のうち、中心市街地活性化基本計画の認定申請を行う場合については、3－2 2－1) (1) に加え、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・ 原則、縮尺1万分の1程度の地図を添付してください。
なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は切れ目なく貼り合わせたものとしてください。
- ・ 当該地図に、中心市街地区域（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル III. 基本計画の作成要領4から8までに係る事業ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。
なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。
- ・ 事業等の実施箇所が中心市街地区域全体を対象とする場合など、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。
- ・ 立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地区域と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。

(3) 構造改革特区関係の書類

3－2 2－1) (2) 及び(4)～(6) と同じ書類を添付してください。

(4) 地域再生関係の書類

特区計画と同時に、地域再生計画の認定申請を行う場合については、次の書類を添付してください。

① 区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ。市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の記載により具体的に区域を特定することが可能な場合は添付の必要はありません。）

② 地域再生計画の工程表

③ 地域再生協議会における協議の概要

地域再生法第5条第8項に掲げる協議を行った場合は、当該協議の概要を記載した資料を添付してください（任意様式）。

④ その他必要資料

※地域再生計画に記載する支援措置によって必要となる書類が異なるため、必ず最新の地域再生計画認定申請マニュアル（総論）、（各論）を確認してください。

申請された計画が認定された場合はホームページに掲載します。

パンフレット等でも活用する場合がありますので御了承ください。

（5） 中心市街地活性化関係の資料

特区計画と同時に、中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の認定申請を行う場合については、中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルに記載されている次の資料を添付してください。

① 中心市街地の区域等を示す計画図

基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・ 原則、縮尺1万分の1程度の地図を使用してください。

なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。

- ・ 当該地図に、中心市街地区域（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された事業等の行われる場所（4から8までの項目ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。

なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。

主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

- ・ 事業等の実施箇所が中心市街地区域全体を対象とする場合等、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。
- ・ 立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地区域と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。

② 中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。

③ 中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

④ 中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（基本計画様式第4 2. [3] 関係）

⑤ 協議会等から聴取した意見（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第6項、基本計画様式第4 9. [2] 関係）

⑥ 関係行政機関の長の同意に際して、提出が求められている書類等
社会資本整備総合計画、大規模小売店舗立地法の特例に関する公示の
写し等必要なデータを添付してください。

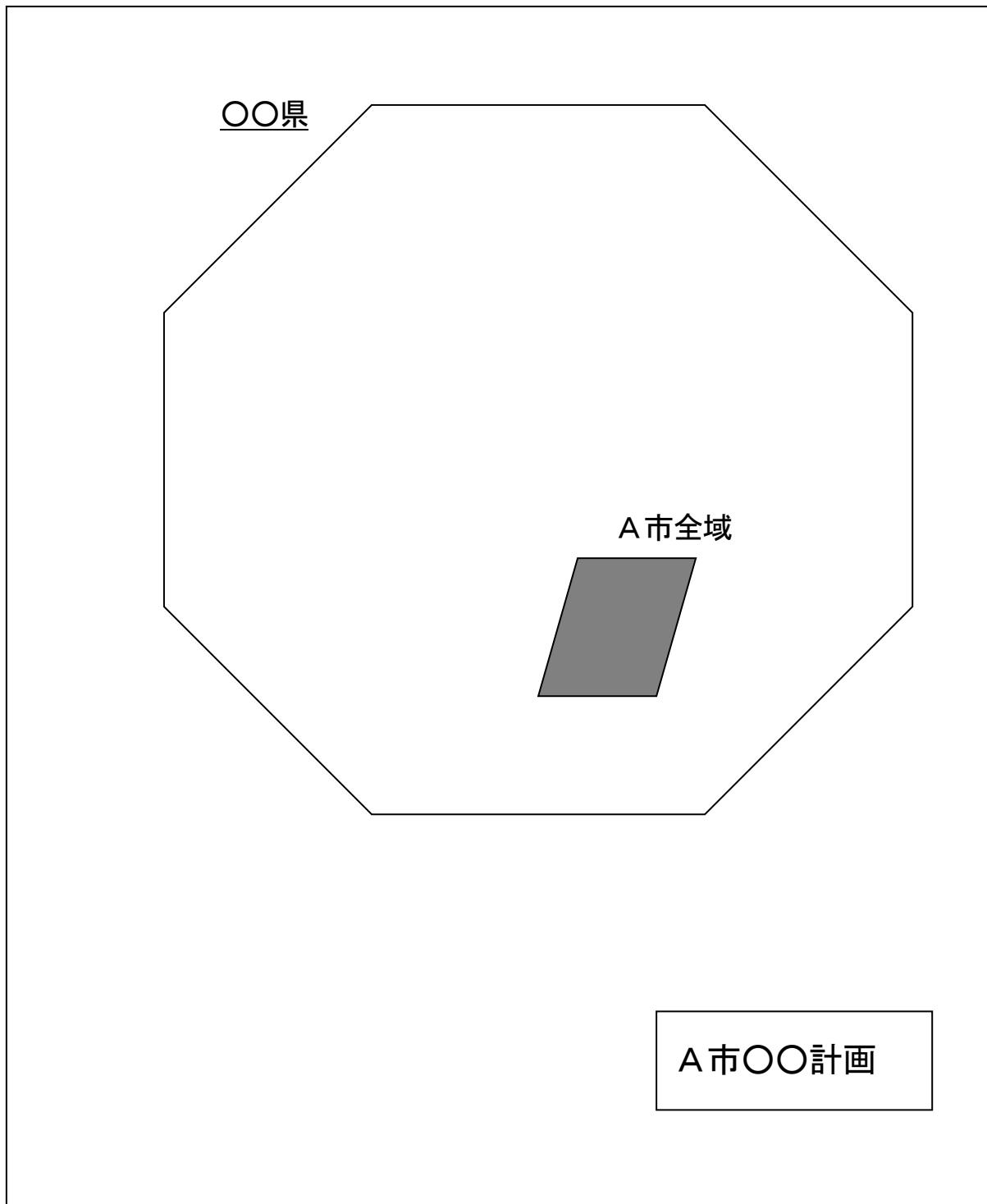
中心市街地活性化ソフト事業の支援措置（総務省）を活用する場合で、事業実施場所と中心市街地活性化区域との位置関係を示す区域区分を「区域外」又は「区域内外」として記載する事業については、事業名と位置関係を示した図面を添付してください。

- ⑦ 市町村の推進体制を示す書類（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1.（1）、基本計画様式第4 9. [1] 関係）
- ⑧ （協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（中心市街地の活性化に関する法律第9条第6項、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章1.（2）、基本計画様式第4 9. [2] 関係）
- ⑨ 都市計画図
- ⑩ コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章及び第12章、基本計画様式第4 10. 及び11. 関係）
市町村マスター・プラン、総合計画、立地適正化計画（策定している場合）、その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等を添付してください。
- ⑪ 「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第9章2. ①、基本計画様式第4 9. [3] 関係）
- ⑫ 現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第10章、基本計画様式第4 10. 関係）
- ⑬ その他必要な書類
中心市街地整備推進機構を指定したことが分かる資料（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号イに該当する場合）等、必要なものを添付してください。

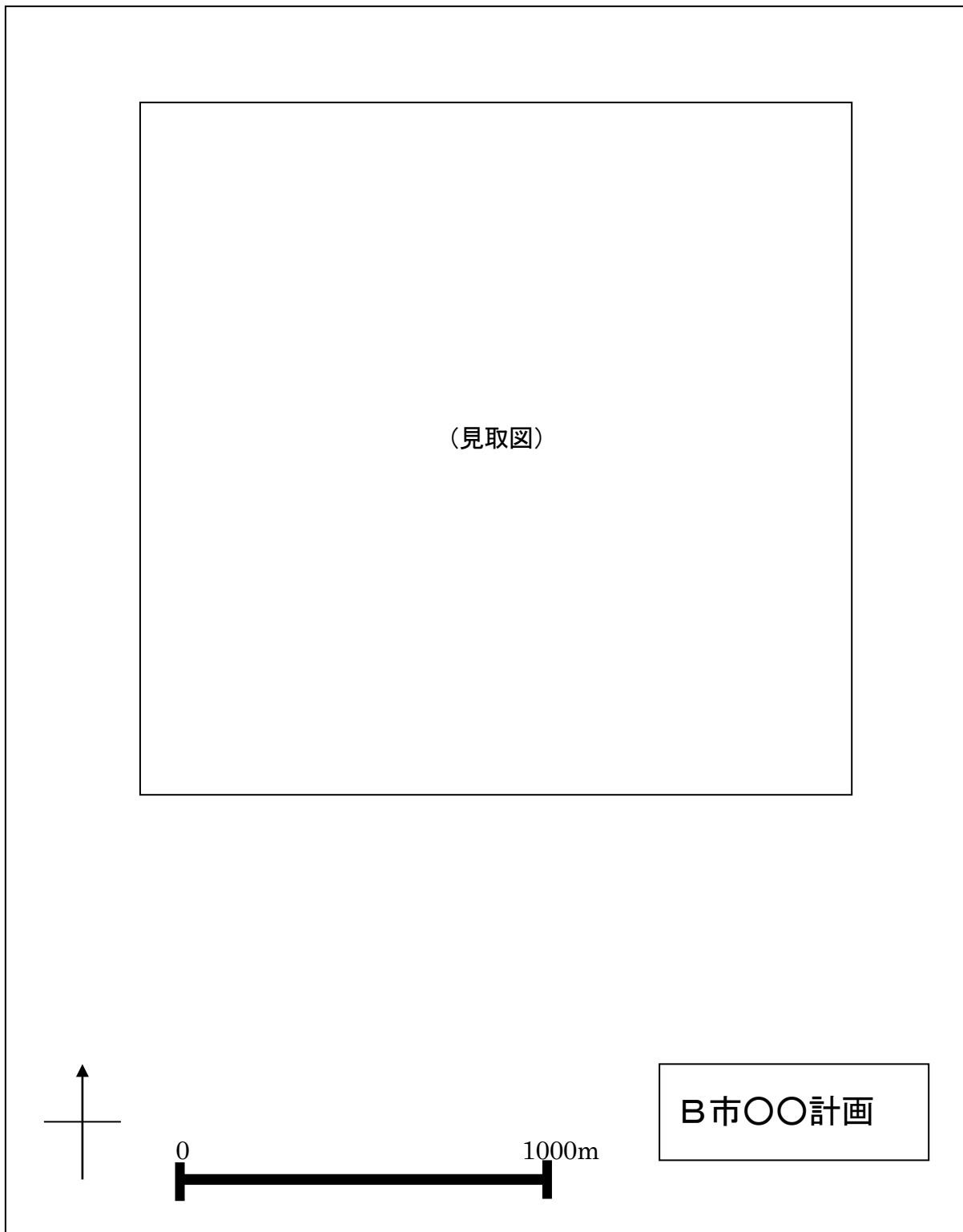
付録 1

モデル添付書類（例）

地図A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
(計画の区域が、県や市町村の全域の場合)



地図B 縮尺、方位、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
(計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)



実施主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

名称	○○株式会社 (代表者 ○○ ○○)
住所	○○市△△町 ×—×—×
概要	設立：○○年○月○日 業種：サービス業 業務概要：○○○○○○○○○○○○○○○○ △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△ ××××××××××××

実施主体の特定の状況

② 主体が特定されていない場合

これまでの調整状況	<p>○年△月 ○○市特区構想検討委員会設置</p> <p>○年○月 △△関係事業者（○社）への意向調査 △ 社が参加意向を示す。</p> <p>△年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
特定する方法	<p>国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。</p> <p>コンペの選定委員会委員 ○○（役職、委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・</p> <p>予算：○○円</p>
今後の予定	<p>○年○～○月 コンペ参加募集</p> <p>○年△～△月 提案受付</p> <p>○年×月 選定委員会、審査結果の公表 →規制を受ける主体の特定</p> <p>△年○月～ 事業開始</p>

工程表

区分	特定事業等の名称(番号)	〇〇年〇月 申請許可		〇〇年〇月 取酒得類製造免	〇〇年〇月 び〇提酒供類開製始造及	〇〇年〇月 大許〇取酒得類者製造拡免			〇〇年~
特定事業	特定農業者による特定酒類製造事業(707(708))	申酒始〇 請類特 製造適 免用開 許		許〇 取酒得類 製造免	び〇 提酒供類 開製始造及	大許〇 取酒得類 者製造 拡免			
支援措置	地方創生推進タイプ(A3007)	<p>〇観光事業の実施 ・◇◇ ・△△ ・事業期間 〇〇年度～〇〇年度</p>							
	補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化(A0801)	〇着工 改裝工事		施設流〇 設、都 運地研 農域修 開活村 始動施交	<p>旧〇〇小学校の廃校校舎・給食室を、NPO法人△△会により都市農村交流・研修施設、地域活動施設として利用</p>				
関連事業	グリーンツーリズム推進事業	進区〇 地勉ど 視強ぶ 察会ろ 研・く 修先特		タイニ〇 ー・シユ体 確スー驗 保ト開メ ラ発 ク・	<p>アンケート調査の実施 関係団体による連絡会議 HP・広報・ケーブルテレビによる情報発信</p>				
	人にやさしいまちづくり事業	<p>小規模多機能型居宅介護事業の円滑な実施(〇〇年度～) 障害者自立支援のためのアクションプログラム実施(〇〇年度～〇〇年度)</p>							

魅力ある〇〇の郷の形成

- 注:
- 1)区分の欄の「特定事業」は、特区計画の特例措置を活用した事業
 - 2)区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置
 - 3)区分の欄の「関連事業」は、特区計画及び地域再生計画以外の都道府県及び市町村の単独事業等

関係者の意見
(法第4条第4項の規定により聴いた意見の概要)

対象者	○○株式会社 (代表者 ○○ ○○) (住所：○○市△△町 ×—×—×)
意見を聴いた日時	○○年○月○日
意見を聴いた方法	△月△日に計画骨子案を提示し、○月○日に文書にて意見提出があった。
意見の概要	1. 特定事業については、○○だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. 特定事業の開始日を6か月遅くすること
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、△△事業も計画に位置付いた。 2. 6か月遅くすることは、効果が大きく減るので、対象者と調整し、骨子案から2か月遅くし、×月から開始することとした。

特定事業の実施予定者からの提案
(法第4条第5項の規定により踏まえた提案の概要)

提案者	学校法人○○○ (代表者 ○○ ○○) (住所: ○○市△△町 ×-×-×)
提案のあった 日時	○○年○月○日
提案の方法	「○○教育特区」提案書の提出
提案の内容	1. 不登校児童生徒対象学校設置事業（仮称）の実施 2. 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業 の実施 3. これらの事業者として、当該学校法人を位置付けること
提案に対する 対応	1. 意見を踏まえ、本事業を位置付けた計画を作成した。 2. 同上 3. 規制の特例措置を受ける主体については、市内に住所が あり、本事業を実施してきた実績のある学校法人3団体と することとし、計画に位置付けた。

各 論

101 特殊海岸地域交通安全対策事業

1. 特例を設ける趣旨

道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等においても、地方公共団体が地域振興のためその安全を確保しつつ一般の道路のように自動車を通行させようとする場合には、都道府県警察が地方公共団体との連携の下に交通規制を行うものです。

2. 特例の概要

特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

路面の凹凸や砂のたい積等によりオフロード車でないと通行できないような地域、縦横に広い形状である等交通整理が困難な地域等は、特例の対象とすることができません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

201 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても技術移転事業者の役員の業務に従事できるようにすることにより、特定試験研究機関等における研究成果を活用した民間事業への技術移転を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する特定試験研究機関等の研究職員が人事院規則14－17に基づき技術移転兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に特定試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

202 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても研究成果活用企業の役員の業務に従事できるようにすることにより、試験研究機関等における研究成果の民間企業における活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、研究職員が、勤務時間内においても株式会社の監査役の職務に従事することができるようすることにより、研究職員が有する監査役の職務についての必要な知見の活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

2. 特例の概要

特区内に存する試験研究機関等の研究職員が人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ監査役兼業に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に試験研究機関等が特区内に所在することを明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

4.1.2 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

1. 特例を設ける趣旨

都道府県において、事務処理特例条例によって市町村（特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。）に事務を移譲した場合に、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。

2. 特例の概要

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようになります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「都道府県知事の権限に属する事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」については、この要件が満たされない場合に、都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残り、大きな合理化効果は期待できないものと考えられますので、事務のすべてを市町村が処理することが必要です。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけでなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することができない市町村（例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海に面しない市町村）以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含みます。

（例）A県に計5市が存在する場合の考え方

① 本事業が想定しているケース

都道府県の権限に属するある事務を5市すべてが処理することとなり、A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため 必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなく

なり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

② 本事業の対象とならないケース

当該事務を4市が処理することとなるケースでは、A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない。(逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。)

(2) 「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない」ことについては、都道府県を経由することが

① 国の便宜を図ること

② 都道府県に必要な事実を承知させ併せて意見を徴すこと

といった「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合、地方自治法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではなく、こうした場合に該当しないことが必要となります。

(想定される支障事例の3つの類型)

① 市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多大となり事務の適正な遂行ができないケース

② 市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく、このため国(又は市町村)が適切な判断ができず(あるいは国(又は市町村)が都道府県の意見を求めるにより事務が多大となり)、事務の適正な遂行ができないケース(市町村からの申請のケースも同様)

③ 都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それに関連する事務の適正な遂行ができないケース

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行えるのは、原則として都道府県に限ります。ただし、都道府県とその事務を処理する市町村が連名で申請を行うことはで

きます。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として当該都道府県の全域とします。ただし、将来的にも移譲し得る当該特例の事務が想定されない市町村の区域を除くことができます。

(3) 市町村の意見聴取

本特例措置の認定を受けるに当たっては、構造改革特別区域法第4条第4項に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければなりません。なお、関係する市町村からの意見には、「円滑かつ確実に実施されると見込まれ」とないと考えられるような特段の問題が示されていないことが必要です。仮にそのような意見が出されている場合には、当該問題を解消するための措置を記述する必要があります。

(4) 認定申請の時期

特区計画の認定申請が可能となる時期は、認定（予定）日において、当該廃止しようとする経由事務に係る本体事務について事務処理特例条例が施行されることが確実であると見込まれることが要件となります。具体的には、認定申請までに、当該条例が公布されているか、または都道府県議会で議決されていること等が必要となります。

(5) 当該規制の特例措置が適用される個別の事務とその開始の日

特区計画の別紙に、事務処理特例条例名、施行（予定）日、公布（予定）日を示した表並びに対象となる個別の事務ごとにその経由事務の廃止時期（特例措置の適用開始時期）、事務の移譲時期及び適用除外される市町村を示した表を作成してください。

（例）事務処理特例条例の日程を示す表

事務処理特例条例名	施行（予定）日	公布（予定）日	備考
〇〇条例	〇〇年〇月〇日 (予定)	〇〇年〇月〇日 (予定)	

(例) 当該規制の特例措置の適用の開始の日を示す表

条例による事務処理の特例の結果、○○県に代わって、市町村が国の行政機関と行うものとする協議又は許認可に係る申請等	事務の移譲時期	経由を廃止する時期(適用開始日)	除外される市町村	備考
○○法第○条の規定により○○大臣に対して行う○○の協議	○○年○月○日	○○年4月1日(予定)	—	
○○法○○令の規定により○○大臣が行う許可についての申請	○○年1月(予定)	○○年1月(予定)(※1)	○○市 ○○町 ○○村	(※1) (※2)

(※1) 経由を廃止する年月日を事前に確定できない場合は、当該時期を特定できる関連情報を備考欄に記載してください（例：「認定の日以降、経由事務に係る本体事務に関する事務処理特例条例が施行される日」）

(※2) 全市町村を対象として移譲しない事務については、適用が除外される市町村へ移譲しうる事務が当面想定されない理由を備考として記載してください。

(6) 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより

- ① 都道府県の事務についてかなりの合理化効果が期待できること
- ② 移譲する事務の趣旨、処理方法及び量等に照らし、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

を明記してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

以下の書類を添付してください。

- (1) 市町村から聴取した意見の概要（特区法第4条第7項に基づくもの）
- (2) 事務処理特例条例の写し
- (3) 個別の事務ごとの申請、協議等の過去5年間の各年の件数
- (4) 工程表（4.（5）の日程を示すとともに、今後追加が予定されている事務等があれば記載）
- (5) 調整する方法（市町村から意見があり対応を要する場合の措置等）

また、参考資料として、以下の書類も添付してください（認定に必須の書類ではありませんが、経由事務廃止後の申請、協議等の事務の円滑化を図るために可能な限り添付してください）。

- ① 各市町村担当課、連絡先（電話番号等）一覧
- ② 関係省庁の担当課、連絡先（電話番号等）一覧

※関係省庁の担当課については、対象となる事務が国の出先機関を経由する場合は、出先機関の担当課としてください。

6. その他

（1）認定申請前の準備

認定に当たっては、事務を所管する省庁と十分な調整をする必要があるため、本特例措置の認定申請を予定している場合は、できる限り早めに御相談ください。

（2）関係市町村への通知

都道府県知事は、本特例措置の計画認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければなりません（特区法第15条第2項）。関係市町村が、認定された計画の具体的な内容を通知されることにより、国との協議等の事務の円滑化が図られます。

（3）計画変更の手続

本特例措置が適用される事務を追加する場合は、隨時変更で申請できます。

4.1.3 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

救急需要の増大にともない救急隊の出動件数が増加傾向にある中、地域によっては、軽症事案の対処中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れる等の事例が発生しています。このため、構造改革特別区域として救急隊の編成の基準について特例措置を設けることにより、救命率の向上を図るものです。

2. 特例の概要

原則として、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないとされていますが、構造改革特別区域においては、当該区域内に設置された消防機関が以下の体制を確立していることを要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とするものです。

- ① 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別及び通報から出動までの手順
- ② 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した救急現場において、不測の事態が生じた場合に、あらかじめ定めた基準及び要領に従って3人以上の救急隊員による速やかな措置が実施できる体制
- ③ 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による、通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾患等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組み」及び「通報を受けた時から出動するまでの手順」の作成に当たっては、地域メディカルコントロール協議会等とも協力・連携し、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）を極小化する等十分な検証及び分析を行った上で、当該仕組み及び手順（プロトコル）により、迅速かつ的確に傷病者の緊急度・重症度を判断できるようにすることが必要です。

(2) 本特例は、消防法施行令第44条第1項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、たとえば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路等、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所へ出動する場合など「救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生じるおそれがあると判断する場合」については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車1台及び救急隊員3人以上で出動することを求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、市町村又は地方自治法（昭和22年法律67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合であって、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項による救急業務を実施する地方公共団体（すなわち、役場や消防団が搬送業務を実施する場合や他団体に事務委託している場合を除く。）に限ります。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として、認定に係る地方公共団体の全域とします。ただし、傷病者の搬送先である医療機関その他の場所が構造改革特別区域外であっても、構造改革特別区域内に設置された消防機関が搬送を行う場合については、同様に特例措置の適用を受けることが可能です。

(3) 特区計画の意義及び目標

本特例措置を活用することにより、

- ① 認定を受けた地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、救命率の向上が期待できること
- ② 特例措置の適用により他の部隊に配置となった救急隊員の効果的な活用が図られること

を記載してください。

また、本特例措置の活用が救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記した上で、従来の体制からの改善点及び達成目標を記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

地方公共団体が設置する消防機関が、基本方針の別表1「特例措置の内容」に示す（1）～（3）の要件に適合することを証する以下の書類を添付してください。

- ① 緊急通報受信時に傷病者の緊急性・重症度の識別（トリアージ）を体系的かつ自動的に行う仕組みの仕様、当該仕組みの有効性を示す検証結果又は報告書及び当該仕組みに採用されているトリアージ基準等の書類
- ② 通報を受けた時から出動するまでの手順を示した要綱等の書類
- ③ 救急現場において不測の事態が生じた場合に3人以上の救急隊員により対応する際の手順等を定めた活動基準及び運用要領等の書類
- ④ 通信指令業務を行う施設に常駐し対応する医師の勤務体制及び活動体制等について記載した書類

また、参考書類として、地方公共団体において、本特例措置による救急業務の実施に関し、その適正な実施を確保すべく条例で措置を講じる場合は、当該条例（案）の写しを提出してください。

その他、認定に必須の書類ではありませんが、地方公共団体において発行している広報誌等についても、特例措置の適用に伴う住民への周知を確認するために可能な限り添付してください。

6. その他

認定に当たっては、現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されること等を精査する必要があるため、認定申請を予定している場合は、できる限り早めに消防庁救急企画室まで御相談ください。

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

1. 特例を設ける趣旨

外国人研究者等海外からの頭脳流入の拡大により経済活性化を図る地域において、当該地域における特定事業等に係る外国人の受入れにあたり、当該外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理する措置を講じることにより、当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

特区において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方出入国在留管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特例措置の内容」について

特区計画において明示された特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

(2) 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されなければならないです。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業（例えば、512）に限られませんが、本事業や505のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- (1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私
の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明
示すること。
 - (2) 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進
しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主
体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業
務に従事する外国人の範囲を明示すること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域内における特定事業又はその関連事業における我が国への貢献がある外国人について、永住許可の要件緩和の特例措置を講ずることにより、かかる外国人の長期在留を促進し、これによって地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、特区の特定事業又はその関連事業に係る外国人で当該事業において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特例措置の内容」の「我が国への貢献」について

永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

(2) 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されが必要です。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日（全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日）をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受け入れに係る特定事業（例えば、512）に限られませんが、本事業や504のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付図書に特記すべき事項

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

(1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私

の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。

(2) 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

5.1.2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

1. 特例を設ける趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 1. の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人に限る。）を指します。

また、地方公共団体等が転貸するとは、地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合を指します。

(2) 1. (1) について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、外国企業に対し地方公共団体以外の機関（第三セクター）が施設を転貸する場合であっても、地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要があります。

また、「・・・その事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置」とは、特区内において、地方公共団体が、外国企業に対し助成の対象として指定し

又は転貸借により提供する施設を確保し、広報誌等を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を募集し、当該企業から事業計画及び3. に定める【要件】に応じて必要となる証明書類・資料等の提出を求め、特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を認定した上で事業所の提供を行うことを指します。

(3) 1. (2)について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

(4) 1. (3)について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられます
が、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発
展」が見込まれれば足ります。

(5) 3. の【要件】③について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、
予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を使
用することができなくなった場合に備え、地方公共団体が事業所として使
用できる施設を別途確保しておく等の措置を指します。

(6) 3. の【要件】④について

「地方公共団体は・・・報告を行うこと」とは、当該外国人の入国後、地
方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果を地
方出入国在留管理局へ商業登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付し
た書面で報告することを求めるものです。

(7) 3. の【要件】⑤について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国を求める」と定
めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合に
は、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの
対象となることから、地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把
握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方出入国在留管
理局へ報告するとともに帰国についての協力をすることとしたものです。

(8) なお、当該特例措置の認定申請に当たっては、3. の【要件】③～⑥以

外の要件に該当していることが必要となります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- (1) 地方公共団体が助成の対象として施設を指定する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該助成に関する情報（名称、目的、助成金交付の有無（交付される場合には、その概要。）、期間、対象企業の募集・認定方法、指定される施設の概要、施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (2) 地方公共団体等が転貸借により施設を提供する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該転貸借に関する情報（施設の所有者の名称及び住所、転貸する主体（地方公共団体等）及び施設の提供を受けたる主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、転貸される施設の概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1. (1)から(3)及びそれぞれの場合に応じた3. の【要件】に該当すると判断した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。
- (4) 上記(1)及び(2)において施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、当該特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

1. 特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者で、自ら生産した果実又は米を原料として一定の果実酒又はその他の醸造酒（特定酒類）を製造しようとする者が一定の果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実又は米を原料として特定酒類を製造することにより、当該特区内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けた特区計画に定められた本事業の実施主体である特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しないこととされます。

なお、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストラン等、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を営む農業者をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

（2）「特定酒類」とは、次の酒類をいいます。

① 酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限ります。）を除きます。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（注1）以外の果実を原料としたものを除きます。）

② 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒で次のもの

イ 米（自ら生産した米（注1）に限ります。口において同じです。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

ロ 米、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないもの

（注1）自ら生産した果実に準ずるものとして、次のものも含まれます（自ら生産した米についても同様です。）。

（※1）財務省関係構造改革特別区域法施行規則に規定する農業経営者の世帯員等又は農地所有適格法人の組合員等で、当該農業経営者又は当該農地所有適格法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）から証明を受けた者に限ります。）の場合は、当該農業経営者又は当該農地所有適格法人が生産した当該果実

（※2）災害等により自ら生産した果実（（※1）の場合は、農業経営者又は農地所有適格法人が生産した果実を含みます。以下同じです。）を原料として特定酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限ります。）は、特区内において生産された当該果実（当該災害等により当該特区内において生産された当該果実を特定酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合には、当該特区外の地域において生産された当該果実を含みます。）

（※）税務署長が地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください。

（注2）麦その他の穀類（米を除きます。）、でん粉若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす

（3）本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記

（2）①の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限ります。）において飲用に供する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止

する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた特定農業者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、特定農業者が酒税法違反とならないよう留意してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

709（710, 711） 特産酒類の製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域ブランドの単式蒸留焼酎や果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資するよう、地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」といいます。）を製造しようとする者が特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールについては適用除外とすることとし、果実酒又はリキュールについては引き下げることとするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において生産される農産物、当該特区の周辺の漁場の区域内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下「特区内農産物等」といいます。）であって地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けた特区計画に定められた本事業の実施主体である者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特産酒類を製造するため、特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとすることとされます。

なお、特産酒類に係る製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「特産酒類」とは、次の酒類をいいます。

- ① 酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限ります。③、④において「特産農産物等」といいます。）（注1・注2）を主たる原料としたものに限ります。）
- ② 酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限ります。）を除きま

す。)に規定する果実酒(地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実(注1)で特区内において生産されたもの(注3)以外の果実を原料としたものを除きます。)

③ 酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール(単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものに限ります。)

④ 酒税法第3条第21号に規定するリキュール(酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内に所在する自己の酒類の製造場において製造された酒類を原料としていないものに限ります。)

(注1) 特区計画の規制の特例措置の内容には、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものである旨等を記載していただくとともに、当該指定の事実が客観的に認識できるもの(例えば、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものであることを証する書面や、そのことが明記されている当該地方公共団体ホームページの情報など)をお示しいただく必要があります。

(注2) 特区内農産物等に準ずるものとして、災害等により特区内農産物等を原料として上記①、③又は④の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該特区内農産物等を上記①、③又は④の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明(※)を受けた場合に限ります。)は、当該特区外の地域において生産等された当該特区内農産物等と同一の種類のものが含まれます。

(※) 税務署長が地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください(注3についても同様です。)。

(注3) 特区内で生産された果実に準ずるものとして、災害等により特区内において生産された果実(地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものに限ります。)を原料として上記②の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該特区内で生産された当該果実を上記②の酒類の原料とできなくなったことにつき地方公共団体の長から証明(※)を受けた場合に限ります。)は、当該特区以外の地域において生産された当該果実が含まれます。

(2) 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため、上記(1)①の特産酒類に係る製造免許については、製造する酒類の数量につき各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいいます。)ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量(10キロリットル)を超えない範囲内に限る旨の条件が付される場合があります。

(3) 本特例措置の適用を受けて上記(1)③の特産酒類に係る製造免許を受けた者が製造した当該特産酒類は、当該特産酒類に係る製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限ります。）において飲用に供する場合、特区内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場又は製造場において飲用に供させるために販売する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特産酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、特産酒類に係る製造免許を受けた者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等（※））に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、製造者が酒税法違反とならないよう留意してください。

（※）特区内農産物等を原料としていることを明らかにするため、記帳に当たっては、帳簿等に特産物である原料の仕入先や、原料の原産地を記載するほか、仕入先が発行する原料の原産地が記載された納品書等を保存等するよう地方公共団体において指導をお願いします。

地方公共団体は、上記3(1)①の特産酒類の製造事業について、実施主体の事業計画案（収支の見込み、所要資金の額及び調達方法並びにこれらの積算の根拠を記載した書類をいいます。以下同じです。）を確認し、酒税が適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導をお願いします。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画の策定及び変更に当たり、上記3(1)①の特産酒類について申請を行う場合には、本事業の実施主体の事業計画案を添付してください。

7.1.2 清酒の製造場における製造体験事業

1. 特例を設ける趣旨

清酒の製造体験を通じて地域の活性化を図ることを目的として、特区内に清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」といいます。）を有する清酒製造者が、同特区内に所在する区域の魅力の増進に資する施設に設ける体験製造場において清酒の製造体験事業を実施しようとする場合には、一の体験製造場に限り、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなすことで、体験製造場においても清酒を製造できるようにするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内に所在する当該区域の魅力の増進に資する施設において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、既存の製造場を有する認定計画特定清酒製造者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請し、その承認を受けた場合には、当該施設内に設けた清酒の製造体験事業を実施しようとする製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場としてみなすことができるものです。

なお、体験製造場については、既存の製造場と併せて、酒税法の規定に基づき、酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「清酒製造者」とは、酒税法第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けた者をいいます。
- (2) 「特定施設」とは、当該区域の魅力の増進に資する施設をいいます。この当該区域の魅力の増進に資する施設とは、当該施設が地域の歴史・文化を反映していること、優れた自然の風景地に立地すること等から、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより集客効果が見込まれるもの（例・廃校、古民家の活用等）又は、当該施設において地域の歴史や文化等の紹介と併せて特産品を紹介・販売すること等から、区域において既に一定の集客力を有しており、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより更なる集客効果が見込まれるもの（例・道の駅、産直市場）等をいいます。
- (3) 「認定計画特定清酒製造者」とは、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に定められた清酒の製造体験事業の実施主体である清酒製造者をいいます。

- (4) 体験製造場は、特区計画に定められた特定施設内の一の場所に設置する必要があります。
- (5) 「清酒の製造体験」とは、認定計画特定清酒製造者の指導の下、国内外の観光客等であっても、実際に地域を訪れ、通常では経験できない清酒の製造工程（例えば、もろみの仕込み等）に自ら携わることをいいます。
- 地方公共団体は、毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を、内閣府地方創生推進事務局に報告してください。なお、報告書には実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的・社会的効果の発現状況等を記載してください。
- (6) 特区法の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた製造場及び酒類の販売業免許を受けた販売場には、体験製造場を設けることはできません。
- (7) 認定計画特定清酒製造者が本特例措置に基づき事業を実施するためには、既存の製造場の所轄税務署長に対して、既存の製造場と清酒の体験製造場を一の清酒の製造場としてみなすための承認申請手続が必要となりますのでご留意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 本特例措置の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化であることを踏まえ、
- ・ 認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない
 - ・ 参加者に賃金を支払って作業に従事させる
- など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容とならないよう留意してください。本特例措置の目的に沿わない事業については、特区計画の認定取消しの対象になることがあります。
- (2) 特区計画の作成に当たっては、製造体験事業の実施回数や参加人数や周辺施設の入込客数等のできる限り定量的な目標や経済的・社会的効果を記載することにより、事後の実効的な効果検証が可能となるよう留意してください。
- (3) 本特例措置の目的を踏まえ、製造体験事業の内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫してください。特区計画の認定に当たっては、製造体験事業の内容の見直しを求めることがあります。
- (4) 地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受

けなくても清酒を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

- (5) 認定計画特定清酒製造者が、酒税法の規定（酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、ご留意ください。
- (6) 特区計画（別紙）「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄においては、実施主体の氏名又は法人名、既存の製造場の所在地及び名称を特定してください。また、当該事業者が本特例措置を活用した他の体験製造場を本特区内に設けていないことを地方公共団体として確認済みであることを記載してください。なお、計画の認定後に本項目の内容に変更が生じた場合には、特区計画の変更の認定が必要となることにご留意ください。
- (7) 体験製造場の所在地の移動が伴わない場合であっても、区画整理等による地名・地番の呼称の変更があった場合には、内閣府地方創生推進事務局へ報告してください。
- (8) 特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄においては、以下の項目について具体的に明記してください。
- ・ 事業に関与する主体
 - ・ 体験製造場が設置される施設の概要（名称、所在地、当該施設において実施される清酒の製造体験以外の事業の概要その他当該施設の概要を明らかにするために必要な内容、当該施設の建設が申請時点で終了していない場合は完成予定日）
 - ・ 当該施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由
 - ・ 清酒の製造体験事業の内容・募集人数
 - ・ その他地方創生に資する活動の有無
 - ・ 認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的・社会的効果の発現見込
 - ・ 毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を報告する旨
- (注) 体験製造場が設置される施設については、必ずしも計画の申請時点で建設が完了している必要はありません。なお、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長から承認を受ける時点では、建設が完了している必要があることにご留意ください。
- (9) 体験製造場が設置される施設の詳細については、当該施設に係る事業計画書を添付書類により提出してください。

(10) 清酒の製造体験の事業計画書（添付書類）には指導の体制等の製造体験事業の概要が分かる事項を記載してください。

6. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 清酒の製造体験の事業計画書
- (2) 製造体験の募集パンフレット案等、製造体験の内容の参考となる資料
- (3) 既存の製造場の清酒製造免許通知書の写し又は清酒製造免許付与の事実が確認できる書類
- (4) 体験製造場が設置される施設に係る事業計画書

8.1.1 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学等の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するもののです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようになります。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により物理的に所要の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

※「所要の土地」

大学等を設置する際に最低限必要とされる大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条に規定されている校地面積の土地のことです。

なお、この最低限必要な校地面積基準については、平成15年4月1日の大学設置基準の改正により、「収容定員上の学生一人当たり10m²」となっています。

(2) 「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合等、当該大学の教育研究の実態からして、十分な教育効果が得られることが明らかな場合等が考えられますが、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類
特になし

8.1.6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行なうことが適かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で文部科学大臣による認可が必要となります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行なうこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となつた運営がなされることは不適切です。

なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号））
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合にあっては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）、「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和5年2月1日付け4文科初第2033号）、

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について」（令和5年2月28日付け事務連絡）及び「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定について」（令和5年11月20日付け事務連絡）

(注)学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、④・(2)③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

（2）学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第12条第2項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校

を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。これまで、株式会社立高等学校において28校中3校が廃校していますが、このすべてのケースにおいて、速やかな募集停止が行われず、在校生がいながらにして廃校に至っています。加えて廃校に至るまで期間が極めて短く大きな混乱を招いたことを踏まえ、審査基準が過度に緩やかであると設置及び運営に真に必要な財産の保有を確認できないおそれがあることから、認定地方公共団体が審査基準を定める際には、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準、当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準及び文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）も参考にすることが必要であり、こうした基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められます。特区計画の認定申請にあたっては、少なくとも、認定地方公共団体の審査基準、完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠並びに児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータを参考資料として添付してください。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。

なお、学校運営の継続性・安定性の担保の観点から、認定地方公共団体の審査基準が過度に緩やかであり、真に必要な財産の保有を確認できない場合、計画が認定されないことがあります。

- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第12条第2項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

（3）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校

設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

（4）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。
 - ・学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性 等）
 - ・構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること 等）
 - ・学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
 - ・学校設置会社の役員の状況
 - ・通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客觀性・専門性の確保に留意する必要があります。
- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が求められます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが求められます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があり、その教育研究の状況については既存の国公私立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教

育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

- ③ 認定地方公共団体は、毎年度、取りまとめた評価結果を、以下（6）に記載する審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘事項等）と併せて、内閣府へ報告することが求められます。

（5）セーフティネットについて

- ① これまで、複数の株式会社立学校において、事前の募集停止等の措置もなく、在校生がいながらにして廃校に至った結果、大きな混乱が生じたことがあったことを踏まえ、学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるよう、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことが求められます（特区法第12条第7項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあっせんのほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請することに加え、認定地方公共団体においてもそうした事態に備えた適切な計画を立てることが求められます。

（6）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

- ② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種

類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

- ③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。
- ④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、連携施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容及び各施設において行われる活動の内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。
- (2) 特区計画（別紙）「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。
 - ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
 - ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を

行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容

- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に審議会等の構成及び審議事項
 - ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。
- ④ セーフティネットの整備
 - ・想定される当該株式会社の対応及び地方公共団体における計画を具体的に記載してください。
- ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体における学校設置事業に対する適切な指導監督体制が確保されていること
 - ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも（ア）と（イ）のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。
 - (ア) 地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること
 - ・通信制高等学校を設置する場合は、担当部局に高等学校での管理職経験者又は指導主事等の高等学校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導・監督を行うことのできる環境を整備してください。
 - (イ) 特区計画に記載された構造改革特別区域が存する都道府県との間に、学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること
 - (注) 本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないよう、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。
 - ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニーズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数

等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。

- ・適切な指導監督を行う前提として、地方公共団体における構造改革特別区城法ほか関係法令順守を徹底する体制について具体的に記載してください。

⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること（資産要件）が確保されていること

⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること

- ・確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。

⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

- ・学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。
- ・高等学校以下の学校を設置する場合は、教員の免許取得状況を記載してください。なお、臨時免許状は、他に普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り利用することができる免許状であり、また、免許外教科担任制度は、ある教科の教授を担任すべき教員を、とりうる手段を尽くしても採用することができない場合に例外的に利用できる制度です。「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日付け文部科学省初等中等教育局教職員課策定）の内容も踏まえつつ、各制度の趣旨を踏まえた教員配置となるよう計画してください。

（3）その他

① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。

② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に

係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。

- ③ 特区計画認定申請後の過程において、当該計画上に法令違反・不適切な内容が多く認められる場合や、認定地方公共団体又は学校設置会社における過去の本特例措置の活用に当たり法令違反・不適切な学校運営・教育活動が多数確認され、これらに適切な対応がなされなかった経緯があるなど、適切な学校運営及び指導監督体制が構築されていると認めることが困難である場合には、計画が認定されないことがあります。

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- (1) 審議会等の設置要綱等の案
- (2) 学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- (3) 4. (2) ⑤ (イ) に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- (4) 学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料
 - ・少なくとも以下の資料は付する必要があります。
 - (ア) 認定地方公共団体の審査基準
 - (イ) 学校完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠
 - (ウ) 児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータ

817 学校設置非営利法人による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人があることから、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、このような実績のあるNPO法人について学校（大学及び高等専門学校を除く）の設置を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童生徒等又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たすNPO法人（以下「学校設置非営利法人」という。）は学校を設置することができます。

学校設置非営利法人は業務状況書類等を作成し、入学希望者等に閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校について評価を行い、その結果を公表するとともに、経営悪化等学校経営に支障が生じた場合には在学生の修学の継続が確保できるようセーフティネットを構築しなければなりません。

また、学校設置非営利法人が設置する学校の設置認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。

なお、平成29年1月、基本方針の改正等により、特例措置番号816（学校設置会社による学校設置事業）の運用を改善しました。本特例措置の活用に当たっては、816の運用改善の趣旨を踏まえ、地方公共団体における適切な指導監督体制の確保や、審議会等の活用を通じた問題の発生防止、早期発見、発生時の速やかな対応を行う仕組みの構築等に努めてください。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置非

営利法人の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）、④不登校児童等に対する教育活動に実績が相当程度あること、です。

- （2）資産要件及び役員要件については、816のマニュアルを参照のこと。
- （3）「実績が相当程度あること」とは、不登校児童生徒や学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒等特別の配慮を必要とする児童生徒を対象とした活動を相当期間行っており、これらの児童生徒の利益の増進に寄与していると認められるものを指し、不登校児童生徒等を対象とした当該学校設置非営利法人の活動状況や地域の実情等を踏まえ、認可権者である認定地方公共団体において判断することとします。
- （4）情報公開・評価の方法・セーフティネットの内容・設置等に係る審議会等については、816のマニュアルを参照のこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- （1）特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。
 - ① 当該学校設置非営利法人の設置する学校が不登校児童等を対象とした教育を行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資すると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
 - ② 当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等の構成

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8.2.2 公私協力学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方公共団体と民間主体との連携・協力により、地方公共団体による一定の支援と関与のもと、民間のノウハウや人材を活用しつつ、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が図られるよう、構造改革特別区域において、公私協力方式による高等学校及び幼稚園の設置の促進を図るものとします。

2. 特例の概要

高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続のうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）基本的な用語の解説

- ① 「公私協力学校」は、地方公共団体が内閣総理大臣から本事業に係る特区計画の認定を受けた場合に、当該特区計画により設置すべきものとされる学校です。公私協力学校は、地方公共団体と学校法人との連携及び協力により設置・運営されるものであり、地方公共団体が特区計画を通じて実現しようとする教育は、公私協力学校において、その提供がなされることとなります。
- ② 「協力学校法人」は、公私協力学校の設置及び運営を目的として設立される学校法人であり、地方公共団体が地域ニーズに対応した教育を提供するために策定した公私協力基本計画に基づき、当該教育を実施する公私協力学校を設置・運営します。
- ③ 「協力地方公共団体」は、内閣総理大臣から特区計画の認定を受けた地方公共団体であって、協力学校法人が公私協力学校の設置・運営を行う際の連携及び協力の相手方となる地方公共団体です。

（2）公私協力学校の設置、協力学校法人の設立等に係る手続について

- ① 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁が異なる場合、協力学校法人（又は指定設立予定者）が所轄庁に対して以下のアからエの申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければなりません。この場合、協力地方公共団体の長は、その申請又は届出に

係る事項に関して意見を付すことができ、また、所轄庁はその意見に配慮しなければなりません。

- ア 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請
 - イ 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
 - ウ 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請
 - エ 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請
 - オ 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出
- ② 協力学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければなりません。

(3) 「公私協力基本計画」について

- ① 公私協力基本計画は、協力地方公共団体の長が、公私協力学校の設置・運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項として規定するものです。公私協力基本計画では、以下のアからエの事項を必ず定めなければなりません。
- ア 収容定員に関する事項
 - イ 授業料等の納付金に関する事項
 - ウ 施設設備の整備、運営費の助成に関する事項
 - エ 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

このほか、次に掲げる事項を定めるよう努めることとされています。

- (1) 教育目標に関する事項
 - (2) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの（学級の編制、入学者の選抜に関すること等）
- ② 協力地方公共団体の長は、地域の教育の需要の状況の変化等により公私協力基本計画の変更が必要であると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができます。
- ③ 協力地方公共団体の長が公私協力基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(4) 公私協力学校の設置・運営を行うべき者の「指定」について

- ① 協力地方公共団体の長による公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定は、公告された公私協力基本計画に基づき学校を設置・運営しようとして、その旨の申し出を行った者のうちから行うものとします。協力地方公共団体の長は、申し出を行った者が、公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認めるときでなければ指定をしてはなりません。
- ② 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づいて適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、公私協力学校に係る指定を取り消すことができます。その際、指定の取消しを受けた協力学校法人は、公私協力学校の廃止の認可を所轄庁に申請しなければなりません。

(5) 「公私協力年度計画」及び収支予算について

- ① 公私協力年度計画は、協力学校法人が、毎会計年度、公私協力学校の運営に関する作成する計画のことです。公私協力年度計画では、以下のアからオの事項を必ず定めなければなりません。
 - ア 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - イ 授業料等の納付金の額
 - ウ 学級の数及び規模
 - エ 教職員の数及び配置
 - オ 入学者の選抜方法
 - カ ア～オに掲げるもののほか、公私協力基本計画により公私協力年度計画に記載することとされた事項なお、このほか、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画について、定めることが望されます。
- ② 協力学校法人は、公私協力年度計画及び毎年度の収支予算について、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとします。また、これを変更しようとするととも同様の認可が必要です。
- ③ 協力地方公共団体の長は当該認可の決定（変更の認可を含む）に際しては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(6) 協力学校法人に対する助成措置等について

- ① 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置認可を受けた時点において、公私協力基本計画の実施に必要な施設設備の整備をなお必要とする場合には、当該施設設備を無償若しくは廉価で貸与若しくは譲渡

し、又は当該施設設備の整備に要する資金を出えんするものとします。

- ② 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、授業料等の自己収入のみでは経費に不足を生じることとなると認められる場合には、公私協力基本計画で定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとします。
- ③ 協力地方公共団体の長は、上記①及び②の助成を受ける協力学校法人に対して、次のアからウの権限を有しています。
- ア 助成に関し必要があると認める場合において、協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は協力地方公共団体の職員に協力学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- イ 協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- ウ 協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。
- ④ 上記①及び②の助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号））に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければなりません。
- ⑤ 協力地方公共団体の長又は協力学校法人の所轄庁が協力学校法人に対して、上記③による権限の行使等を行う場合には、相互に密接な連携を図りながら、これを行わなければならないものとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

公私協力学校の設置を進めることができ、地方公共団体自らが公立学校を設置するといった他の方法より教育効果・効率性等の観点から適切だと認めた理由、公私協力基本計画の内容に関すること、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定の要件に関すること、協力学校法人に対する支援の具体的な内容に関する事項、については、可能な限り詳細に記載するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

1. 特例を設ける趣旨

教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れるための特別免許状について、市町村教育委員会も特別免許状を授与することを可能とすることにより、市町村において地域の特性を生かした教育を実施することを、より支援しようとするものです。

2. 特例の概要

市町村教育委員会において、地域の特性を生かした教育の実施等の特別の事情に対応するため、

- (1) 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置する株式会社が教員として雇用しようとする者（816との併用の場合）
- (2) 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置するNPO法人が教員として雇用しようとする者（817との併用の場合）
- (3) 特区において市町村が給与等を負担し、その教育委員会が教員として任命しようとする者

に、特別免許状を授与する必要があると認めるときは、その市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

都道府県教育委員会においては、従来どおり特別免許状を授与することができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特区認定の要件等について

本特例措置により特別免許状を授与する場合であっても、従来どおり、教育職員免許法第5条第3項に規定する「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」に、「担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有」と、「社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者」に対して授与するものであることに変わりはありません。

なお、基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中(3)における「その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情」とは、以下の(2)に掲げる教員として社会人を登用することが必要となるような事情であり、各学校の特色により様々な事情が想定されます。

特区法第12条(学校設置会社による学校設置事業)、第13条(学校設置非営利法人による学校設置事業)の規定による認定については、それぞれ、

816、817の規制の特例措置に関する記述を参照してください。なお、これらの認定申請の後、もしくは同時に本特例措置の認定申請を行うことは可能です。

(2) 授与対象者についての留意事項

基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中(3)については、市町村費負担教職員、当該市町村が設置する高等学校又は中等教育学校の後期課程（市（指定都市を除く。）町村立学校の定時制を除く。）の教諭又は常勤講師、当該市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の非常勤講師（教職員定数に換算されるもの（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する非常勤講師）を除く。）が含まれます。

(3) 免許状の授与手続等について

特区認定を受けた市町村教育委員会は、都道府県教育委員会と同様に、授与権者として、教育職員検定を実施し、特例特別免許状の授与を行うことができます。なお、本特例措置の適用を受ける市町村教育委員会においては、事前に免許状の授与手續等に関する必要な事項を教育委員会規則において定める必要があります。また、免許状の失効や取上げ処分に関する事務（官報公告等）など、免許管理者として教育職員免許法等に定める免許事務を担うことになります。

(4) 教育職員免許法等に規定された免許事務の確実な実施について

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。このため、特区計画認定の同意は、免許事務に携わる職員が教育職員免許法に関する基本的な知識を有していること、特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準が適切に作成されていることなど、教育職員免許法及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）に規定された免許事務の確実な実施が担保できた場合に行うこととします。

市町村教育委員会においては、免許事務が確実に実施できるよう、教員免許制度の十分な理解をはじめ、特例特別免許状の授与権者・免許管理者としての適切な事務を行うための体制確保等を行っていただく必要があります。なお、特区認定が取り消された場合であっても、本特例により授与した特別免許状に関しては、引き続き、授与した市町村教育委員会が免許管理者としての事務を行う必要があることに留意が必要です。

また、特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準の策定にあたっては「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（令和3年5月1日改訂）を参考にしてください（https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kyoikujinzai02-000014888_2.pdfに掲載）。

なお、令和4年4月1日以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった特定免許状失効者等に対して特例特別免許状を授与する場合、教育職員性暴力等防止法に基づき、市町村教育委員会に置く再授与審査会の意見を聞く必要があります。その上で、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況等により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、特例特別免許状を授与することができます（教育職員性暴力等防止法第22条、第23条）。再授与審査の基本的考え方や留意点等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定）を御確認ください（https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-00011979_02.pdfに掲載）。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄の記載にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・上記3.（1）を踏まえて、市町村教育委員会が特別免許状を授与する必要があると認める理由を具体的に記載してください。
- ・上記3.（4）を踏まえて、特例特別免許状の授与権者及び免許管理者として免許事務を確実に行うための体制（市町村教育委員会内での人員確保、都道府県教育委員会との連携等）について具体的に記載してください。その際、教育職員免許法に定める事務のほか、教育職員性暴力等防止法第15条第2項に規定するデータベースへの記録、同法第22条に規定する再授与審査会への対応を確実に実施する旨についても記載してください。なお、都道府県教育委員会における免許事務においては、「教員免許管理システム」（※1）を用いて管理を行っているところ、同システムへの参画有無についても検討の上、参画しない場合は免許事務を行うまでの対応（※2）を記載してください。

※1 各都道府県教育委員会保有の免許原簿情報をデータベース化し、一元的に管理するシステム。詳細は都道府県教育委員会の免許事務担当まで問い合わせください。

※2 特例特別免許状が失効又は取上げとなった者が発生した場合、その旨を授与権者である各都道府県教育委員会にその都度通知すること、特例特別免許状を授与する際、授与候補者が欠格事由（教育職員免許法第5

条第1項)に該当しないか官報等により確認すること、及び再授与審査の対象であるか否か(他都道府県で特定免許状失効者等となっている場合も含む。)をその都度都道府県教育委員会に照会・確認すること(教育職員性暴力等防止法第22条第3項)など。

- ・830の認定を受けた市町村に対しては、これまでの実施状況に基づき、文部科学省から通知「特例特別免許状制度の運用について」(24文科初第557号・平成24年9月21日)が発出されています
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326527.htmlに掲載)。この内容を十分に留意し、教育職員免許法等の趣旨を踏まえた適切な特例特別免許状制度の運用を図るようお願いします。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

8.3.2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

この事業は、構造改革特区制度の下で、一定の場合について大学設置基準等に求める校舎等に関する基準を適用しないこととすることで、従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育等の社会的な要請に応える大学の設置を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするものです。

※大学（学部）の特例については、平成26年4月に全国展開済。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。したがって、卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求める等、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要がありますので、今回の特例措置の対象からは外れることになります。
- (2) また、「インターネット大学院大学」とは、「通信教育を行う研究科のみを置く大学院大学(学部を置くことなく、大学院のみが置かれている大学を指します。)であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。
- (3) インターネット大学及びインターネット大学院大学について、「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を

確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等であり、具体的には例えば以下のような実態を備えていることを指します。

- ① 通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナנסチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること
- ② コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として24時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
- ③ チューター、メンター等のいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
- ④ インストラクショナル・デザイナー等の専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること
- ⑤ 特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

※ 特区計画の認定申請に当たっては、地方公共団体が、当該特区計画及び計画に基づく特定事業が「教育研究に支障がない」ということを、客観的に判断できる十分な材料を提示することが必要です。

(4) なお、インターネット大学及びインターネット大学院大学の設置に当たっては、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣による認可を得ることが必要となりますので、御留意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

「特例措置の内容」として、当該地域でインターネットを利用した大学教育を推進することが必要とされる理由、及び、設置しようとするインターネット大学またはインターネット大学院大学が、「教育研究に支障がない」体制を備えているものと認められる理由について記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

834 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校の施設（以下「学校施設」という。）と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、学校施設と公の施設との一体的な利用や、耐震化、バリアフリー化等の総合的な整備の検討が促進されることや、複合施設の安全点検や利用許可などの管理業務についても、複数業務を一元的に行うことで、住民の便宜や行政の効率性のより一層の向上ができることから、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「学校施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等の事務が挙げられます。

また、「学校施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定等）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施等の事務が挙げられます。

（学校施設の設置及び廃止そのものに係る事務並びに人事管理及び運営管

理は含まれません。)

(2) 「校舎その他の施設」について

校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を指します。

(3) 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校施設については余裕教室等が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているか等が挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されてたりするか等一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているか等が挙げられます。

(4) 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な人口の減少や増加を見越して学校施設の整備を緊急的に行わなければならない場合等、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

(5) 「学校施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校施設に余裕教室等が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合等において、学校施設を学校教育の目的に使用することだけでなく、社会教育の目的や、高齢者との交流スペース等教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(6) 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校施設と公の施設について一体的な計画を策定する等総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(7) 「学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校施設と公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校施設と公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校施設の整備は、齟齬をきたさ

ないように行われるべきであると考えられます。

- (8) 「学校における教育活動と密接な関連を有するもの」について
例えば、基本的な施設整備計画の策定等が想定されますが、それぞれの
地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようしてください。
① 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
② 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
③ 学校における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会
から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及
び手法等
- (2) 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付
するようしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

836 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

1. 特例を設ける趣旨

職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学を可能とすることにより、高度な技術力に加え研究開発能力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベーティブな人材の育成を可能とするとともに、リカレント教育の促進等にも資するものです。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、特定の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることなど）を修了した者で、特区内の特定の大学が、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学への編入学を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練」について

① 地域経済において不足している又は将来不足することが見込まれる人材や、地域の産業政策を推進するに当たり不可欠な人材について、その育成に必要となる教育及び研究並びに職業訓練をいうものです。

例えば、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる又は取り組むこととしている製造業の高付加価値化や情報通信産業の集積を見込む中で、今後必要となる人材の育成・確保について、地域における大学や高等専門学校など、他の教育機関と連携して高度で実践的な人材の育成を行う必要がある場合などが想定されます。

（2）「職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的である」について

① （1）の教育及び研究並びに職業訓練を行うに当たり、職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的と考えられる場合になります。例えば、次のような場合が想定されます。

- ・地域における産業政策の中で、大学、高等専門学校等の教育機関、職業能力開発短期大学校などの役割が明示され、一体となって連携して人材育成に取り組むこととしている場合。

- ・職業能力開発短期大学校と大学との間で個別に連携協定を結び高度な人

材育成に向けた取組を推進している場合。

・大学と職業能力開発短期大学校との間で単位認定制度を設けている場合。

(3) 「訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすもの」について

- ① 「文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則」(平成15年文部科学省令第17号)第7条第1項第2号の規定及び同規定に基づく職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準(令和4年8月31日文部科学省告示第116号。以下「特定高度職業訓練基準」という。)を満たすものになります。具体的には職業能力開発短期大学校が行う高度職業訓練であって、
- ア 訓練期間が2年以上であること
 - イ 職業訓練指導員の数が、職業訓練を行う組織単位(以下「専攻科」という。)の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第1を満たすこと
 - ウ 職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積が、専攻科の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第2を満たすこと
 - エ 通信の方法により職業訓練を実施する場合には、その訓練時間は総訓練時間のうち5分の4を超えないものであること
- を満たしていることが必要となります。
- ② 訓練時間の単位数への換算については、特定高度職業訓練基準第2条第1項により45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、訓練の実施方法に応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の授業をもって一単位として、編入学先の大学において判断されるものになります。

なお、編入学先の大学は、修了研究、修了制作等の科目の訓練時間数については、これらに必要な訓練等を考慮して、単位数に換算することができます。

(4) 「学校教育法第90条第1項に規定する者」について

- ① 大学への編入学が認められる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項で規定されている要件を満たしている必要があります。具体的には、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の

課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者になります。

（5）「文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができる」について

- ① 職業能力開発短期大学校の修了者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した特定高度職業訓練の訓練期間に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができます。なお、編入学に当たっては、一般に、他の編入学希望者と同様に、各大学が課すいわゆる編入学試験に合格することが必要となります。

（6）「当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価」について

- ① 職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について、高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認められる者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価（第三者評価）を行い、その結果を公表する必要があります。
- ② 第三者評価の実施に当たっては、大学関係者や高等教育の評価を担う業務に従事する者を加えた会議体を設置するなど、適切な評価を実施するために必要な体制を整備するほか、評価の客観性・公正性・専門性の確保に留意する必要があります。

このため、編入学先の大学関係者を第三者評価の実施者とすることも可能ですが、これらの者が、例えば評価委員会の主査や委員長等の、評価を実質的に取りまとめる役職に就くことは適切ではありませんので、ご留意下さい。

- ③ 評価の具体的な内容としては、その特性に応じあらかじめ職業能力開発短期大学校が定める目標等に照らした特定高度職業訓練の実施状況について、大学における単位認定が可能な水準と認められるかどうかといった観点から、次のような項目例を設定した上で確認・検討を行うことが考えられます。

- ・体系的な訓練課程の編成の状況
- ・個々の授業科目における訓練目標、授業科目の内容と方法、訓練計画及び成績評価基準等のシラバス等における明示の状況

- ・シラバス等を踏まえた授業科目の適切な設計・実施の状況（適切な授業内容の配分や授業形態・方法の採用等の状況を含む。）
 - ・適正かつ厳正な成績評価及び単位認定の実施の状況 等
- ④ 職業能力開発短期大学校は、自ら実施した評価及び第三者評価の結果について、ホームページ等で公表するとともに、区域計画の認定を受けた地方公共団体に報告する必要があります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画（別紙）「5 当該規制の特例措置の内容」の欄では、規制の特例措置を活用することが必要な理由とともに、基本方針で定めた「同意の要件」に関する項目について記載してください。具体的には、3（1）～（6）の内容を記載してください。

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

- （1）職業能力開発短期大学校で実施する特定高度職業訓練の内容、訓練生数
- （2）特定高度職業訓練に係る職業訓練指導員数が分かる資料
- （3）特定高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積を示す図面等
- （4）評価体制（評価委員会の要綱など）
- （5）大学が職業能力開発短期大学校の訓練科目について単位認定が可能であることを確認したことを証する文書

837 国立大学法人による土地等貸付事業

1 特例を設ける趣旨

国立大学法人が、革新的な研究開発の成果を活用した施設の整備等を行おうとする者に対してその所有に属する土地等の貸付けを行う場合に、文部科学大臣の認可手続きを簡素化することで、民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業の実施を促進するものです。

2 特例の概要

構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、国立大学法人が、その業務とは直接関係なく、当該法人の所有する土地等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。以下同じ。）を革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に貸し付ける場合には、文部科学大臣の認可を不要とし、文部科学大臣への事前の届出をもってこれに代えることとします。

3 基本方針の記載内容の解説

（1）国立大学法人の所有に属する土地等の貸付けについて

本特例の適用に当たっては、国立大学法人法第34条の2に規定する文部科学大臣の認可が事前届出となることを除き、同条の規定等を踏まえ以下の要件を満たす必要があります。

① 国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲で行われること。

※「国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲」とは、以下のいずれにも該当しないことを指します。

- (ア) 国立大学法人等の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (イ) 国立大学法人等の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。
- (ウ) 国立大学法人等の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること。

- i 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものであること

- ii 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用すること

- iii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以

下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものであること

iv 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するものであること

(エ) その他国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

- ② 貸付けの対価を法人の研究基盤の強化や施設整備などの教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てる目的で行われること。
- ③ 貸し付けの対象は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該国立大学法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人等において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものであること。
- ④ 特区区域計画の認定申請に当たり、特区法第4条第10項に規定する関係行政機関の長の同意を文部科学大臣及び財務大臣から得るために、4に掲げる事項の他、文部科学大臣及び財務大臣が必要と認める資料を添付すること。

(2) 「革新的な研究開発又は研究開発の成果を活用した施設の整備若しくは新たな事業の創出を行おうとする者」について

- ① 科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出（科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな活動を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること）に資する革新的な研究開発や、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出・施設の整備を行おうとする者であることが必要です。
- ② 具体的には、例えば、スタートアップ企業が入居する地域のイノベーション拠点や、再生可能エネルギーの供給設備、最新テクノロジーを導入した商業施設の整備を行おうとする者への土地等の貸付けが想定されます。

(3) その他

- ① 土地等の貸付けに当たっては、必要に応じて、国立大学法人等が使用する部分と貸し付ける部分の動線を分離する等、安全管理にも配慮するとともに、貸し付ける部分の土地等において、第三者との権利関係を十分に調査して確認をしておくことが必要です。

また、貸付ける土地を別敷地とした際の法的要件の影響や今後の施設整備における支障等についても十分に検討して下さい。

- ② 地方公共団体は、特区計画の内容に沿った土地等の貸付けが行われてい

ること、文部科学大臣への事前の届出が行われていること等を確認するなど、国立大学法人とよく連携して下さい。

4 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画の記載及び添付書類の内容について

特区計画の記載及び添付書類により、「国立大学法人法第34条の2における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準」(平成29年2月21日 文部科学大臣決定。以下「認可基準」という。) 第4及び第6から第12までに記載する事項が満たされていることを確認できるようにして下さい。

(2) 添付書類について

下記①～③の書類を添付して下さい。

- ① 土地等の貸付けに係る国立大学法人等において定める規則
- ② 貸付相手方を入札により選定する場合の入札公告（ひな形）
- ③ 貸付契約書（ひな形）

※なお、申請後①～③の書類に変更があった場合は、変更後のものをすみやかに提出して下さい。

また、申請時に貸付け予定が判明している範囲において、認可基準第1の1に記載する以下の内容を記載した申請書及び添付資料を添付して下さい。

【認可基準第1の1に記載する申請書で記載を求める内容】

- ・所在地
- ・区分(土地の貸付け／建物の貸付け／建物以外の土地の定着物の貸付け)
- ・貸付期間
- ・数量面積
- ・当該土地等が現に使用されていない理由
- ・貸付期間終了後の当法人における将来的な当該土地等の使用予定

【添付資料】

- ・貸付けを行おうとする土地等の配置図及び平面図
- ・貸付けを行おうとする土地等の貸付期間終了後の当該国立大学法人等における使用用途が分かる計画などを記した資料

901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

1. 特例を設ける趣旨

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域においては、雇用のミスマッチが生じているものと考えられますが、このような地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるようとする特例を設け、雇用のミスマッチの解消を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にある等の要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるよう、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

① 厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないと、③①②の傾向が一定期間継続していること）とは、次のような状態です。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態。

② 開業後一定年数を経過していることとは、次のような状態です。

社会保険労務士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

③ 懲戒処分を受けていないこととは、次のような状態です。

社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にある等の要件を満たす者と認めた根拠（求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標及びこれらと比較した他の地域の指標等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が多数いる状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

2. 特例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（※1）において、都道府県（同法第34条の規定により同法第17条第1項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例（※2）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

※1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

※2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の各年度における必要入

所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請する特別養護老人ホームの整備予定年度における入所定員総数と介護保険事業支援計画（都道府県老人福祉計画）の当該年度における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- 当該特例に係る認可を受けようとする選定事業者は、施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）に以下のものを提出することとする。

- ・ 老人福祉法施行規則第2条第1項各号（第3号を除く）に規定する事項及び資産の状況を記載した申請書。
- ・ 老人福祉法施行規則第3条第2項に規定する書類及び構造改革区域法第30条第2項各号に規定する基準によって、当該申請を審査するために都道府県知事等が必要と認める書類。

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第7項の規定にかかわらず、許可を与えることとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（工に規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができる。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主觀又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に定める基準に適合することを確認するために必要な書類等

911-2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

1. 特例を設ける趣旨

コンビナートにおいては、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転が認められていない小規模事業場の開放検査時に、コンビナート内の連続運転の認定を受けた他の事業場もその運転を停止することが必要になっているため、安全管理等の共同実施による小規模事業場の連続運転を可能とし、そのコンビナート全体の連続運転を可能とするものです。

2. 特例の概要

一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体により安全性が確保されると認められた共同での安全管理等の実施体制等について、厚生労働大臣により、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 特に安全管理等が良好であることを所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、その開放検査の周期を最長12年まで延長できることとしており、その間の性能検査はボイラー等を開放せずにを行うことができる制度です。性能検査を非開放で行うことができる期間のうち最長8年間は、ボイラー等の運転を停止せずに性能検査を行うことで「連続運転」が可能となります。
- (2) 連続運転の申請方法には、複数の事業場による共同申請以外にも、コンビナートを構成する他の事業場に安全管理等の一部を委託する等による単独申請も含まれます。
- (3) 「コンビナートを構成する他の事業場」とは、コンビナート内において隣接又は近接した敷地内にあり、かつパイプラインで接続され、材料等の需給関係にあるボイラー等を有する事業場のことです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

- (1) 一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順

(2) (1) の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような
安全確保対策
を各事業場の役割分担及び責任分担を明確にした上で、具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

927 市町村による狂犬病予防員任命事業

1. 特例を設ける趣旨

知事が任命した狂犬病予防員が犬の登録及び予防注射を受けていない等の犬（以下「野犬」という。）の抑留事務等を行う現行制度に加え、地域の特殊事情や市町村の判断に応じたきめ細やかな対応も可能とするため、市町村も野犬の抑留事務を行うことができるようになりますし、もって狂犬病の発生予防に資することとするものです。

2. 特例の概要

知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから野犬の抑留事務を当該市町村が自ら行う必要があると認め、特区計画の認定を受けた場合、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、野犬の抑留事務等について、必要な費用を自ら負担することを条件に、市町村も行うこと可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 都道府県及び市町村は、それぞれ措置する抑留事務を並行して取り組むことができるものであるため、各狂犬病予防員は、各捕獲人を使用することとなっています。
- (2) 市町村が任命する狂犬病予防員については、知事が任命する場合と同様、非常勤職員でも可能となっています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「都道府県知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないこと」を示す、①当該市町村を管轄する保健所の総管轄面積、②当該保健所に配置されている狂犬病予防員数、③当該市町村の面積及び任命予定の狂犬病予防員数、を記載し、添付書類の構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面等に、設置を予定している犬の抑留所の設置位置を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9.4.1 臨床試験専用病床整備事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の条件下において、治験その他の臨床試験を行う場合に、病院の病床に係る構造設備基準の一部を緩和できるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

病院の病床のうち、治験その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間がおおむね10日以内で実施されるものを行うための病床について、構造設備の基準のうち病室の床面積及び当該病室に隣接する廊下幅に係る基準を緩和することを可能とするものです。

3. 特例措置の内容の解説

上記の特例による基準の緩和の内容は以下の通りです。なお、いずれの基準も内法による測定の基準です。

〔病床面積について〕

	現行の基準	特例措置の基準	
病院の一般病床	6. 4 m ² 以上	(1人病室) 6. 3 m ² 以上 (2人以上病室) 4. 3 m ² 以上	
(参考)診療所の一般病床	(1人病室) 6. 3 m ² 以上 (2人以上病室) 4. 3 m ² 以上		—

〔廊下幅について〕

	現行の基準		特例措置の基準	
	片側居室	両側居室	片側居室	両側居室
病院の一般病床	1. 8 m以上	2. 1 m以上	1. 2 m以上	1. 6 m以上
(参考)診療所の一般病床	1. 2 m以上	1. 6 m以上		—

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、実施される治験その他の臨床研究は健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間がおおむね10日以内で実施されることを具体的かつ詳細に明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化を図るために必要な大学の施設整備等を円滑に実施するため、その核として実施する学校施設の整備に際してやむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、残置し又は造成する森林の割合に関する要件の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一定規模以上の保安林の転用」とは、転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合をいいます（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）。
- (2) 「事業区域」とは、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいいます。
- (3) 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の森林面積に対する割合」とは、30%以上です。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする学校施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合をいいます。
- (2) 「「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこと」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1008 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となります。一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って3か月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3か月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意してください。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、①家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となる等、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、②家畜ふん尿を管理基準に従って堆肥化する場合、一般的な堆積方式における堆肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2か月、稻わら等の作物収穫残さを混合して約3か月とされていること、③堆肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な労力も大きなものとなるため、堆肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せ

つ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないことに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、①河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、②その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的数据、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

(4) 昆虫の無償譲与

本特例措置が認められるのは、青少年の健全な育成を図ることを目的として、飼育した昆虫を青少年に無償で譲与する昆虫飼育事業だけです。

なお、この場合の「無償で譲与」とは、昆虫そのものを対価を得ないで提供することを指し、容器代や送料といった配布に要する経費については、受

け取っても差し支えありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載してください。
- (2) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載してください。
 - ① 実施しようとする昆虫の飼育事業を利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがあまりと考えられる理由
 - ② 1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容
 - ③ 特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）
- (3) 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載してください。
 - ① 実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲
 - ② 水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載してください。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接する等の地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』

- ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
- ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げないこと 等

②『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』

- ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
- ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
- ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること 等

③『入場者の用に供する設備が整備されていること』

- ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
- ・掲示設備を設けてあること 等

④『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備を

設けてあること

- ・放送設備を設けてあること
- ・照明設備を設けてあること 等

⑤『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』

- ・勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること 等

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1014 特定法人による農地取得事業

1. 特例を設ける趣旨

農業の担い手不足や農地等の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域における農地等の有効利用、地域農業及び地域経済の活性化を図るため、農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする農地法の特例措置を講じます。

2. 特例の概要

地方公共団体が農地等（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第24条第1項に定める農地等をいう。）の効率的な利用を図る上で①農業の担い手が著しく不足しており、かつ、②従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他効率的な利用を図る必要がある農地の面積が著しく増加するおそれがあることから、構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため、農地所有適格法人（農地法第2条第3項）以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要と認めて構造改革特別区域の認定を受けた時は、認定の日以降、一定の要件を満たす法人が地方公共団体から農地等の所有権を取得しようとする場合、構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（以下単に「農業委員会」という。）が農地法第3条第1項の許可をすることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）対象区域

対象区域は、法第24条第1項にあるとおり「農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その他の効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがある」、「構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要」と認めた区域となります。

具体的には、遊休農地の面積割合、担い手の数、農業従事者の高齢化の状況、後継者の確保の見込み、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画をいいます。）が定められている場合はその内容など、地方公共団体の区域の状況や特性を総合的に考慮して定めることとなります。

(2) 特定法人の要件

○農地等の所有権を取得することができる特定法人は、以下の要件を全て満たしている必要があります。これらの要件を満たせば、法人形態や農業以外に行っている事業等に制約はありません。

- ① 農地等の所有権の取得後に、農業委員会から農地等を適正に利用していない等の通知（法第24条第4項）が行われた場合や、地方公共団体が適正に利用していないと判断した場合に、地方公共団体に対して農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ② 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ③ 特定法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。

○特区計画の認定を受けるに当たっては、農林水産大臣の同意を得る必要があり、その際には、以下を満たすことが必要になります。

- ① 地域計画が定められている場合は、当該計画に特定法人が位置づけられている又は位置づけられる見込みがあること。
- ② 地域計画が定められていない場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ・特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。
 - ・農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。

○なお、要件の適合性を確認するための調査等は、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこととなります。

(3) 対象となる農地等

対象となる農地等は、地方公共団体から所有権を取得するものに限ります。また、地方公共団体が特区計画の認定前に他の目的で取得し保有している特区内の農地等についても対象になります。

(4) 農業委員会の役割

- ① 農業委員会は、特定法人に対して農地法第3条第1項の許可をする場合には、法第24条第3項に基づき、当該特定法人に対して、毎年、農地等の利用の状況について農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付ける必要があります。当該報告については、農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則第1条に定めるところにより行うこととされています。

- ② 農業委員会は特定法人から上記①の報告を受けた場合、その内容を農林水産大臣に報告する必要があります。
 - ③ 農業委員会は次のいずれかに該当する場合、その旨を地方公共団体に対し通知する必要があります。
 - イ) 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合
 - ロ) 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合
 - ハ) 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合
 - ニ) 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合
- また、農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条の規定に基づき、法人の農地等の利用状況を隨時監視し、不適正利用があった場合又はそのおそれがある場合には、農林水産大臣に報告する必要があります。
- なお、法第 24 条第 4 項第 1 号の「農地等を適正に利用していない」場合としては、例えば次に掲げるような場合が該当します（詳細は、「構造改革特別区域法における法人農地取得事業の取扱について（令和 5 年 9 月 1 日経営第 1302 号。農林水産省経営局長通知）」を参照ください。）。
- イ) 当該農地が遊休農地化している場合
 - ロ) 当該農地を農地以外のものにしようとしている場合（営農型太陽光発電を行う場合などに伴う一時転用を含む。）
 - ハ) 当該農地について、草刈り等の保全管理は行われているものの、耕作の事業に供されていない期間が継続している場合（ブロックローテーションを実践する場合等の正当な理由がある場合を除く。）

4. 特区計画及び添付書類の記載等にあたって特に留意すべき点

構造改革特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第 1 条の規定に基づき、施行規則様式第 1 に沿って記載してください。その際、特に以下の点に留意してください。

（1）構造改革特別区域計画について

○ 「4 構造改革特別区域の特性」に、農業の担い手が著しく不足していること及び遊休農地の面積が著しく増加するおそれがあるという地域特性が明らかになるよう、具体的に記載してください。例えば地域内における農

地等の利用状況や担い手の状況に関するデータ等を用いて記載することが考えられますが、参考となるデータ等を記載又は別紙として添付することも差し支えありません。

○「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的効果」に、資機材等の生産要素及び営農作物の取引予定先（域内／域外を含む）、雇用（特に地域雇用）への影響、地元自治体の税収への効果、遊休農地の解消その他の事業が地域の経済社会に与える効果等について定量的に記載してください。

（2）別紙について

- 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」に、農地等の所有権を取得することが必要な法人の名称を記載してください。
- 「4 特定事業の内容」は以下の点に留意してください。
 - ・取得する農地の所在地、面積、農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載してください。法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
 - ・なお、営農型太陽光発電は、農地等の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下に繋がることを踏まえ、営農型太陽光発電に係る農地転用は認められないこととなっていますので留意して下さい。

（3）添付書類について

- 施行規則第1条第2号に定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
- 施行規則第1条第4号イ～ホに定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに作成してください。
- 施行規則第1条第4号ヘに定める書類は、債務負担行為に係る議会の議決があった予算書の関係部分の写し等、予算上の措置が講じられていることが把握できる書類の提出が必要となります。

（4）その他参考資料（内閣総理大臣が必要と認める書類）

- ・法人の定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書
- ・当該法人の業務執行役員等のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることを示す書類
- ・法人の役員等の住民票の写し（日本国籍を有しない者にあっては在留力

ードその他在留資格を証する書類の写し)

- ・直近3事業年度の賃借対照表及び損益計算書
- ・買戻し条項及び農地等を買い戻す際は特定法人が原状回復の義務を負う旨の規定を含む契約書案
- ・地域計画その他地域の農業における他の農業者との役割分担を示す書類
- ・地域計画が策定されていない場合にあっては、上記に加え、以下の事項を示す書類
 - ① 特定法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況
 - ② 特定法人の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

※ 認定に当たって必要と認められる場合、これらの他にも参考となる資料を提出いただく場合があります。

1101 再生資源を利用したアルコール製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域産業に係る使用済物品等又は副産物を有効利用するため、繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、現在、実証段階に入りつつあるところです。一方、アルコール事業法では、アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの流通管理を行っているところです。今回の特例措置は、当該アルコールの流通管理を行わないことによって、使用済物品等又は副産物を原料としてアルコールを製造する事業を側面的に支援するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源として、当該特区内においてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールについては、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定日以降はアルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しない。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとは、①アルコールの製造工程において、不可飲措置が施されたアルコールが製造されること、②アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めることをいいます。
- (2) 経済産業大臣が認めるとは、地方公共団体が特区計画の認定を申請するときに、併せて提出するアルコールの製造設備における不可飲措置を施す装置の配置図及び同装置の構造図により、不可飲措置が施され、製造されることを経済産業大臣が確認することにより行うことをいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

- ① 地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物
 - ② アルコールの製造設備における不可飲措置を施す装置の内容（配置図及び構造図を含む。）
- を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業

1. 特例を設ける趣旨

新エネ・省エネの推進の観点のもと、小規模ガスタービン発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、当該設備を一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を設けることにより、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図るものです。

2. 特例の概要

一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものです。これにより、事業用電気工作物には必要な主任技術者の選任や保安規程の策定・届出が不要になるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験』に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。』

『保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第3項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。』

電気事業法において、事業用電気工作物については、設置者により保安の体制等を定めた保安規程を策定・届出するとともに、電気主任技術者等の主任技術者の資格を有する者を選任・届出することにより、その工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされることとされています。本特例措置により、小規模ガスタービン発電設備は一般用電気工作物として扱われ、主任技術者の選任や保安規程の策定などが不要となることから、安全確保のための代替措置を定めたものです。

代替措置としての安全確保は、設置者が専門家に依頼する場合の他、地方公共団体や関係事業者などが設置者に替わって実施する場合が想定されます。

②『電気事業法第38条第1項に規定する低圧の電気を発電するものであつ

て、その発電に係る電気を同項第1号に規定する低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないこと。』

電気工作物を一般用電気工作物として扱う際の一般的な要件の一つであり、現行の一般用電気工作物（10kW未満の太陽電池発電設備など）と同様の規定です。例えば、太陽電池発電設備と同様、家屋に発電機が設置され逆潮流するような場合も特例の対象となります。

③『出力30キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること。』

『最高使用温度が1400度未満であること。』

『発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。』

『ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。』

『同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電気的に接続されていないこと。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力、使用圧力、使用温度、構造及び設置状況について制限しているものです。

④『公衆が容易に触れないための措置がなされていること。』

公衆による誤動作や感電等の電気事故を防止する観点から定めているものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「1. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
- ・特例を利用して複数の機器が設置される場合でも個別機器毎に安全が確保される特区計画であれば、特区計画の認定申請時には、必ずしも主体を特定する必要はありません。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1108 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンド（以下「水素ガススタンド等」という。）を設置する際に現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安統括者の選任を不要とすることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策として、例えば天然ガススタンドと同様に「保安を監督する者」（製造保安責任者免状の交付を受けており、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者です。詳しくは一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号を参照してください。）1名の選任でよいとする場合において、地方公共団体がその有効性を確認するに当たっては、特区内に設置される水素ガススタンド等で、現行の天然ガススタンドの充填作業内容、運転・作業上の留意事項、緊急時対応と同等のものが、保安確保策として講じられることについて実証されること（例えば、充填等において本来作業員が行うべき作業が機械化されていることや集中監視システムにより全系統の把握ができること等、天然ガススタンドと同等の対策が講じられていると評価されること、また、ガスが漏えいしたときに、高圧ガスの扱いに経験のある保安を監督する者1名が行う緊急時対応（漏えい箇所の確認、漏えいの状態の確認、漏えいを止める措置、初期消火、通報連絡等）によって、現行の規定で担保される保安レベルと同等のものが確保されると評価されること等）が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」（平成14年12月）を参考にしてください。

(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/kohosys/pres/0003529/index.html>)

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で

行われた実証実験データも含まれます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等）
- ② 例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策
- ③ 設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にしてください。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

1109 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

1. 特例を設ける趣旨

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないことの弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

容器の安全性を確保するための保安確保策や容器再検査の具体的方法について、地方公共団体において安全性が確保されると認めるに当たっては、容器に使用する材料等の仕様の下で、高圧水素ガス下における水分、硫化物等の不純物が容器及び附属品の材料に与える影響について重点的に実証されていること等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」(平成14年12月)を参考にしてください。

(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/index.html>)

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等）
- ② 例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策
- ③ 実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にしてください）

④ 車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1121 小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、競輪の活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、自転車競技法第5条第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』

- ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
- ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
- ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など

②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』

- ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
- ・現金や重要書類を保管する設備を備えていること など

③『入場者の用に供する設備が整備されていること』

- ・確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
- ・冷暖房設備を備えていること
- ・トイレがあること
- ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など

- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
 - ・当該施設と競輪場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること
 - ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など
- ⑤『車券の発売等が公正に運営されること』
 - ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

 - ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1123 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査等の実施の対象としない特例措置を設けることにより、海水温度差発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るもので

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす海水温度差発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が100キロワット未満であること』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電気的環境について制限しています。

「電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般的電力系統と電気的に接続されていない又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合に鑑み、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出、各種安全管理検査及び溶接自主検査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施

し、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1124 海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業

1. 特例を設ける趣旨

海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく定期自主検査の実施時期の延長を可能とする特例措置を設けることにより、バイナリー発電設備の導入の円滑化及び促進を図るもので

2. 特例の概要

一定の要件を満たすバイナリー発電設備については、定期自主検査の時期を延長しても安全性の問題のないものとして技術的に証明した期間について、地方公共団体が特区計画の認定を受けた場合には、その期間を超えない時期に定期自主検査を行うものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『バイナリー発電設備』

バイナリー発電設備とは、海水温度差や温泉熱を利用して沸点の低い熱媒体から蒸気を作り出し発電する発電システムです。

②『出力500キロワット未満であること』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること』

『最高使用温度が200度未満であること』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故を限定的にする観点から、出力等について制限しているものです。

③『使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと』

熱媒体が変質しないとともに、可燃性、腐食性及び有毒性を持たず、仮に熱媒体が漏洩しても、人体や設備に対して直ちに被害を与えることがないよう、化学的に安定した熱媒体に制限しているもので、例えば、代替フロンなどが該当します。

④『使用する熱媒体の種類及びその性質』

使用する熱媒体の化学的な名称等、化学式及びその化学的性質が該当します。

⑤『具体的な定期自主検査を実施する時期』

電気事業法施行規則第94条の2に規定する定期自主検査を実施する時期を参考に、当該設備の安全が確保されるものとして、電気事業法第39条第

1項に規定する技術基準への適合性が確保されると技術的な証明ができる期間が該当します。

⑥『当該設備の耐久性』

『使用する熱媒体の耐久性』

『使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性』

安全性に問題のない期間を評価する際に、特に注目すべき事項として示したものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(1)～(3)の内容が記載されていること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」(4)の資料（証明の根拠となるデータや文献など）

1125（1114）特定施設における保安検査期間変更事業

1. 特例を設ける趣旨

特定施設の保安検査期間を変更し、高圧ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

特定施設の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により当該施設の維持機能状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間の延長が可能であること及び当該施設の危険度評価が、当該地方公共団体より示され、経済産業大臣により現行規制により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安検査期間を変更することができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特定施設の保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献の内容としては、例えば施設の腐食、損傷その他の劣化状況に関するデータ等が挙げられます。

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

施設の危険度評価とは、その施設で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

① 当該特定施設の仕様（ガス種、使用圧力等）

② 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況及び当該施設の危険度評価
(特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、
保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況)

③ 具体的な保安検査期間（保安検査期間については、製造細目告示第14条
に規定する保安検査期間を参考にされたい。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設の危険度評価に関するデータや

文献

(特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献)

1129-1（1112） 液化ガスの容器における充てん率変更事業

1. 特例を設ける趣旨

高压ガスを容器に充てんする際の充てん率を変更することにより、高压ガス製造事業を円滑化すること等を目的とするものです。

2. 特例の概要

高压ガスを充てんする容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価（液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策）が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充てん率を変更することができるとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

容器の危険度評価とは、その容器で想定される事故の規模や発生確率等について評価することです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、

- ① 充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等）
 - ② 例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策
 - ③ 容器に関する具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第2条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい）
 - ④ 充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置
- を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器の危険度評価に関するデータや文献

(液化水素ガスを充てんする容器については、容器の充てん率を変更しても、特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献)

1130 オートレース小規模場外車券発売施設事業

1. 特例を設ける趣旨

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、オートレースの活性化を図り、地方経済の健全化に資する。

2. 特例の概要

地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外車券発売施設の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が別途告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面（様式任意）により確認した場合には、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなし、小型自動車競走法第8条第2項に基づき当該施設の設置を許可する。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画を作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断すべきものであるが、例示すれば以下のとおりである。

①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』

- ・周辺の学校、病院等の施設の運営に支障となる騒音、振動等が発生しないこと
- ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと
- ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないことなど

②『車券の発売等の用に供する設備が整備されていること』

- ・適切なスペースがあり、来場者が車券を購入しやすい構造の窓口であること
- ・現金や重要書類を保管する設備を備えていることなど

③『入場者の用に供する設備が整備されていること』

- ・確定出場選手、車券の発売金額、勝車及び払戻金額を明示するための設備が備えられていること
- ・冷暖房設備を備えていること

- ・トイレがあること

- ・入場者の自動車等を収容するのに十分な広さの駐車場があること など

④『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設とオートレース場の連絡のための専用電話回線その他適当な連絡設備を備えていること

- ・場内放送に必要な放送設備などが整備されていること など

⑤『車券の発売等が公正に運営されること』

- ・人員の配置が適切であり、車券購入者が最大滞留数に達した場合であっても、円滑に車券を販売できる体制にあること など

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画を策定する場合、場外車券発売施設を設置できる区域の範囲内であればどこに場外車券発売施設が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおり。

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1142 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

1. 特例を設ける趣旨

温泉の熱を利用した発電設備（以下「温泉熱利用発電設備」という。）の開発が必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講ずることにより保安レベルを維持した上で、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査等の実施の対象としない特例措置を設けることにより、温泉熱利用発電設備に関する研究開発の円滑化及び促進を図るものです。

2. 特例の概要

研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備は、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を不要とすることができる。

3. 基本方針の記載内容の解説

①『出力が10キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が5メガパスカル未満のもの』

『最高使用温度が100度未満のもの』

『電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。』

仮に機器に不具合が生じた場合にも、電気事故、電気影響等を限定的にする観点から、出力及び電気的環境について制限しています。

「電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていない」とは、本実験を行うためにのみ使用される電気設備等であって、一般的な電力系統と電気的に接続されていない、又は技術的に接続されないことを示します。なお、発電設備の起動時等に外部から受電する必要がある場合に鑑み、当該設備が電気を受電するための電線路は除いています。

②『当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項』

研究開発の実施主体が、国への工事計画の届出、各種安全管理検査及び溶

接自主検査を必要としなくとも、安全を確保するための検討及び評価を実施し、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準への適合性を判断するために、各分野の専門家からなる委員会の設置を求めるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針の「特例措置の内容」の「2. 構造改革特別区域計画に定める事項」が記載されていること。
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1205（1214、1221）重量物輸送効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、輸送の効率化を図るため、車両総重量、軸重並びに車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さ及び最小回転半径についての許可限度及び保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）を超えない車両で、かつ、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量、当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さ及び最小回転半径について「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けることが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に適用してきた車両の長さ、車両総重量、軸重及び最小回転半径に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用するものです。

※当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については平成22年10月に、車両の長さ（21.5m以下に限る）及び最小回転半径の特例については、平成25年11月に全国展開済。

3. 基本方針の記載内容の解説

- 「橋、高架の道路その他これらに類する道路」としては、例えば、ボックスカルバート等の構造物があります。
- 「維持、修繕その他の管理」としては、例えば、補修、補強工事等があります。
- 「必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること」としては、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合には、当該超過分に係る費用を負担することが想定されます。

- ・ 「道路管理者に報告すること等」としては、実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定していますが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなります。
- ・ 「特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両」としては、道路管理者が当該車両について特殊車両通行許可に係る車両総重量規制の緩和要件を満たしていると判断し、道路管理者が地方運輸局長にその旨の連絡を行った車両をいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業

1. 特例を設ける趣旨

橋の設置を目的とする河川敷地の占用については、公共性、公益性を優先するものとして公的主体以外の者による占用は原則として認められておりませんでしたが、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認められる場合には、公的主体以外の者による占用を認める特例を設けるものです。

2. 特例の概要

橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置や利用方法について周辺地域の合意形成が図られていると地方公共団体が確認した場合には、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限りにおいて、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・本特例措置は、橋の設置を目的とした河川法第24条に基づく河川敷地の占用許可について、その許可基準である河川敷地占用許可準則第6に規定する占用主体について特例措置を設けたものです。
- ・なお当該占用許可に当たっては、占用主体により当該橋の設置後の維持及び補修が適切に行われること、占用主体の地位の承継が適切になされること等将来の維持管理に支障が生じるおそれがないと河川管理者により判断されることが必要となります。
- ・河川敷地の占用許可に係る手続については、従来と変更はありません。
- ・河川敷地内に工作物を設置する場合の技術的基準については、従前と変更はありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の

用に供する橋が少ないとことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めた理由を記載すること。併せて、市街地開発事業等の施行区域等及び公衆の通行の用に供する橋の位置図等を添付すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1218 地域特性に応じた道路標識設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を図るため、案内標識及び警戒標識の寸法に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要がある場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものです（ただし、都道府県道及び市町村道に設けるものは除きます。）。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・警戒標識については、標識板の寸法が道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）において規定されています。
- ・案内標識については、標識板の寸法が標識令において規定されているものと、標識板の寸法は規定されていませんが文字の寸法が規定されているものなどがあります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要があると認めた理由について記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1224 45フィートコンテナの輸送円滑化事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準（※）に適合しない車両であっても、当該基準に適合する車両と同じ通行条件で許可を行う余地があることから、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用できる特例措置を設けるものです。

（※）車両が以下の①又は②に適合する場合であって、交差点の交差角が90度以下であること。

①全長が17.5メートルまでの場合、

後軸の旋回中心から車両後端までの長さ3.2メートル以上4.2メートル

②全長が18.0メートルまでの場合、

後軸の旋回中心から車両後端までの長さ3.8メートルから4.2メートル

2. 特例の概要

特区において、一定の基準に適合しない45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、実施主体（申請者）が道路法第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際、道路管理者は、実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の道路管理者への定期的な報告が、協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施されることを前提として、以下（1）及び（2）の措置を行うことができます。

（1） 特殊車両通行許可限度算定要領（「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日付け道交発第99号、道企発第57号）に定める同要領のことをいう。以下単に「算定要領」という。）によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）まで緩和して許可すること

（2） 45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること

※ 車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の

条件での通行許可を行う措置について、平成27年6月に全国展開済。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告」とは、例えば、月1回程度、運行日時、積載物、運行時の諸元（重量・寸法）、運行経路、それに対応した事故及びヒヤリハットの有無等について道路管理者に報告することをいいます。
- ・ 「特殊車両通行許可限度算定要領によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）まで緩和して許可すること」とは、具体的には道路管理者が以下①及び②の措置により審査・許可することをいいます。
 - ① 長さに関する通行の可否については、当該車両の長さが17メートルを超える場合、申請者に申請車両の軌跡図の提出を求め、算定要領中の別紙（1）に定める車両分類〇における軌跡図ではなく、当該車両の軌跡図により判断すること
 - ② 上記①により通行可能と判断された場合、長さに関する通行条件については、当該車両の長さが17メートルを超える場合であっても、算定要領中の別紙（1）に定める車両分類Ⅰによる審査結果と同等とすること
- ・ 「45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること」とは、コンテナに国内貨物を積載する場合は、「車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」（平成6年9月8日付け建設省道交発第70号）により長さの許可の上限値が17メートルとなるところ、これを18メートルまで許可可能とすることをいいます。
- ・ 本特例措置は、長さの審査に関するものであり、重量、幅、高さ等の他の審査項目については従前通りです。
- ・ 重量の審査においては、輸出入貨物を積載する45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」（平成10年3月31日付け建設省道交発第39号、道企発第22号）が適用となる可能性があります。この場合、同通達中別紙「海上コンテナ用セミトレーラ連結車使用適性の照査実施要領」の「簡易算定表」に45フィートコンテナの記載が無いため、「適合算定式」により適用の可否を審査します。

※ なお、今後の45フィートコンテナ輸送の円滑化に向けた検討のため、

国土交通省は、道路管理者又は実施主体（申請者）に対して、本特例措置に係る特殊車両通行許可の審査に際して使用された車両の軌跡図及び道路の平面図等の提供をお願いする形がありますので、ご協力をお願いします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1227 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、埋立地の有効利用による新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化を図るため、埋立地の用途に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

特区において、都道府県知事（港湾区域にあっては港湾管理者）が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合には、生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることによる新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化のため、埋立地における用途区分を「製造・流通業用地」にすることができるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・本措置は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項第3号の規定による埋立地の用途のうち、工業用途については、日本標準産業分類の中分類によることとしていることに対して特例措置を設けたものです。
- ・日本標準産業分類の中分類には、例えば「鉄鋼業」、「化学工業」等があります。工業用途の場合は、他の用途に比して周辺環境への影響が大きく、また分類により影響が異なることから、このような用途区分を設けています。
- ・本措置は、最近の物流形態の変化を受け、物流施設と製造施設が近接立地することにより、埋立地の有効活用及び臨海部の活性化を図れる場合には、上記によらず工業用途に物流施設を立地させることを可能とする用途区分の柔軟化を行うものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1228 民間事業者による公社管理道路運営事業

1. 特例を設ける趣旨

公社管理有料道路の通行者及び利用者（以下「利用者」という。）の利便の増進を図るため、地方道路公社（以下「公社」という。）が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を收受させることとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）に基づくコンセッション方式を活用して民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設等の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することが、当該公社管理道路の利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとします。

公社管理道路運営権者が收受する利用料金は、民間資金法第5条第1項の規定に基づき公社が定める実施方針（以下「実施方針」という。）に従い、かつ、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）公社管理道路運営事業に係る利用料金の收受（特例措置の内容1）について

- ① 特例措置の適用に当たっては、公社管理道路運営事業の実施主体である民間事業者及び公社だけでなく、利用者も含めた3者にメリットがある枠組みを構築することが必要です。このため、特例措置を講ずる目的として「公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る」ことを規定するとともに、特区計画や民間資金法に基づく手続きを通じて、「民間事業者

が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること」を同意の要件としています。

② 「公社管理道路」については、公社が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第 14 条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており、当該特例措置は、民間事業者が自らの判断により道路の新築又は改築を行うことを許容するものではありません。

③ 「その近傍に立地する商業施設その他の施設」とは、公社管理道路の近傍に立地する商業施設（サービスエリアやパーキングエリアを含む。）、レクリエーション施設、観光施設、物流施設、空港等をいいます。

「当該施設を運営する事業と連携して」については、

- ・ 民間事業者が公社管理道路の運営とあわせて、パーキングエリアの商業施設等も運営すること
- ・ 近傍の商業施設等の運営者と協議会を開催し、公社管理道路の利用の促進を図ること

など、連携の取組みを幅広く想定しており、民間の運営による公社管理道路の利用者へのサービスの向上の結果として、道路を通行してこれらの施設を利用する者が増加し、地域の活性化の実現につながることが期待されます。

（2）公社管理道路運営権者による供用約款の決定等（特例措置の内容 3）について

① 公社管理道路運営権者による公社管理道路運営事業の適正な実施については、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）と、第 28 条の規定に基づく指示等、第 29 条の規定に基づく公共施設等運営権の取消し等を通じて、公社が公社管理道路運営権者を監督することによって担保することとなります。

「供用約款」とは、公社管理道路運営権者と利用者との民事上の契約関係を規律するものであり、公社管理道路運営権者は、実施契約を締結する場合には、

- ・供用約款の決定手続（例：公社に対する事前届出）
 - ・供用約款の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）
 - ・利用料金の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）
- をその内容に含むものとし、公社は、当該契約に基づき、利用者保護の観点から適切な内容の供用約款が定められ、利用料金とあわせて公表されている旨を確認等することとなります。

（3）公社管理道路運営権者による利用料金の決定手続（特例措置の内容4、特例措置に伴い必要となる手続き1～5）について

① 当該特例措置は、民間事業者が、利用料金を自らの収入として收受して公社管理道路の運営を行い、民間の創意工夫により当該公社管理道路の利用者へのサービス向上を図るものであるため、公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、弾力的に利用料金を決定することができることとします。

その際、公社が定める利用料金の上限及びその徴収期間については、道路整備特別措置法に定める料金の額の基準のうち上限に係るもの及び料金の徴収期間の基準と同様の観点から、国土交通大臣が認可により確認することとともに、当該認可に当たって、本来道路管理者である地方公共団体の同意及びその議会の議決を必要とすることとしています。

② 公社が公社管理道路運営権を設定する際現に許可を受けている料金の額及びその徴収期間については、上記の要件を満たすことが明らかであるため、公社が認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなすこととし、改めて認可手続きを経ることは要しないこととしています。

③ 公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、具体的に利用料金を定める場合には、民間資金法第23条第2項の規定に基づき、公社に利用料金の額を事前に届け出る必要があります。当該届出を受けた公社は、その内容を国土交通大臣及び本来道路管理者である地方公共団体に通知するとともに、公告しなければならないこととしています。公告の方法については、公社の定款に定める方法とし、具体的には、地方公共団体の公報への掲載等を想定しています。

④ 民間事業者の創意工夫による公社管理道路の運営の結果として、利用

料金収入の増加や管理費用の縮減等により生じる収支差については、構造改革特別区域法施行令第6条第1項第3号の規定に基づき、利用料金の上限の設定時と著しく異なる範囲において、実施契約等に一定のルールを設けて、効率的・効果的な事業運営を促すインセンティブとして民間事業者に付与することが可能です。

(4) 国土交通大臣による運営権対価の額の認可（特例措置の内容2、特例措置に伴い必要となる手続き6～8）について

- ① 民間事業者が公社管理道路運営事業を実施する場合において、公社は、利用者から徴収する料金収入に代わって、公社管理道路運営権者から徴収する運営権対価収入により、当該公社管理道路の建設債務を償還することとなるため、公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価（以下「運営権対価」という。）を徴収しなければならないこととともに、国土交通大臣が運営権対価の額を認可することにより、公社による建設債務の確実な償還を担保することとするものです。

運営権対価の額の認可基準は、当該額が、公社が收受する当該公社管理道路に係る占用料等の収入と併せて、公社が要する当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を利用料金の徴収期間の満了の日までに償うに足りる場合に限り、認可をすることとなります。

- ② 公社は、当該認可を受けようとするときは、利用料金の上限及びその徴収期間の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならないこととします。収支予算の明細については、公社管理道路ごと、年度ごとに、徴収する運営権対価の額、運営権対価を分割払いとする場合の利息の額、一括払いとする場合の運用益収入の額、占用料等の収入の額、公社と公社管理道路運営権者がそれぞれ負担する管理費用の額等の内訳を明らかにして作成するものとします。
- ③ 公社は、実施方針及び実施契約において、「運営権対価を徴収する旨及びその金額」を定めることとし、当該契約に基づき確実に運営権対価を徴収することとします。

(5) その他（特例措置の内容 5 等）

① 当該特例措置に基づき公社管理道路運営権者が收受する「利用料金」については、道路整備特別措置法における「料金」に係る規定はそのまま適用されないことから、必要な読み替えを行った上で適用することとしています。

なお、利用料金を不法に免れた者から收受する割増金を含め、未収の利用料金については、公社管理道路運営権者が、民事上の手続きで請求することとなり、強制徴収の対象にはなりません。

② 道路整備特別措置法における「料金」以外の規定は、現行どおり適用されます。

一般的に、道路法による道路の管理における事実行為については、民間主体に事務委任することが可能であり、公社管理道路運営権者は、民間資金法に基づき、公社管理道路の運営等に当たって必要な事実行為を行うことが可能です。道路整備特別措置法第 17 条の規定に基づき公社が代行する道路管理権限のうち、

- ・公権力行使に該当する権限（例：占用許可 等）
- ・特別な管理の方法を定める権限（例：共用管理施設管理協議 等）
- ・他の行政機関等と関与する権限・手続（例：都道府県公安委員会の意見聴取・通知 等）

については、公社管理道路運営事業を実施する場合も引き続き公社が行使することとなります、この場合であってもこれらの権限に係る事実行為（補助的事務、物理的行為等）を公社管理道路運営権者に委ねることは可能です。

また、公社管理道路運営事業を実施する場合であっても、公社管理道路の管理の最終的な責任を負う主体は引き続き公社であり、道路整備特別措置法第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項、地方道路公社法第 39 条等の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、公社に対し、監督等ができることとなっています。

③ 当該特例措置に関する国土交通大臣の権限は地方整備局長等に委任されているため、認可申請、通知等の必要な手続きは、地方整備局等に対して行っていただくこととなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画（本体）

- ① 特区計画の認定申請は、公社の設立団体である地方公共団体が、単独又は共同で行うことができます。
- ② 「3 構造改革特別区域の範囲」には、特例措置の対象とする公社管理道路及びその近傍の地域等を具体的に明示するとともに、「添付書類（1）区域の図面」において、当該公社管理道路及びその近傍に立地する商業施設等で公社管理道路運営事業との連携が想定されるものを記載してください。
- ③ 「4 構造改革特別区域の特性」には、特例措置の対象とする公社管理道路の交通の状況、その近傍に立地する商業施設等の利用の状況など、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性を記載してください。
- ④ 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、特例措置の適用により「公社管理道路の利用者の利便の増進」として期待される効果について、定量的な表現を用いて、定量的な指標の根拠や検証方法を明らかにして記載してください。

(2) 特区計画（別紙）

- ① 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」は、公社管理道路運営権を設定する公社及び公社管理道路運営事業を実施する民間事業者となります。

民間事業者については、特例措置の適用を受けて実施される民間資金法に基づく手続き（民間事業者の選定、実施契約の締結等）を通じて特定されることが想定されるため、「添付書類（2）特定主体の特定の状況」に、これまでの調整状況、特定する方法、今後の予定等をできる限り具体的に記載してください。

また、特区計画の作成に当たり、これら関係者から聴取した意見については、「添付書類（4）関係者の意見」に記載してください。

- ② 「5 当該規制の特例措置の内容」には、
 - ・特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠（例：公社管理道路の交通の状況、公社管理道路の近傍に立地する商業施設等の利用の状況、当該商業施設等を運営する事業との連携として想定される内容及びその確認方法）
 - ・特例措置に伴い必要となる手続の実施方法

- ・「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容（例：公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないとの確認方法）など、特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。
- ③ 「添付書類（3）工程表」については、民間資金法に基づく手続き（実施方針の策定・公表、特定事業の選定、民間事業者の公募・選定、実施契約の締結、公社管理道路運営事業の開始等）に関するスケジュールが明らかになるように記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

1231 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業

1. 特例を設ける趣旨

周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築需要が急激に増大している等の一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする都市計画法の特例措置を講ずることにより、無秩序な市街化を防ぎつつ、円滑かつ迅速に土地利用の整序及び基盤整備が図られることが期待されます。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定するもの）であって、次に掲げる特性を有することにより、市街化区域（同条第2項に規定するもの）に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（特定市街化調整区域）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定市街化調整区域において、当該地方公共団体による当該認定に係る土地区画整理事業の施行を可能とするものです。

- ① 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること
- ② 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・「周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること」としては、例えば、周辺の市街化区域に商業施設や医療施設等の都市機能が集積しているため当該市街化区域の市街化の進展等が特に著しく、当該市街化区域の縁辺部において鉄道駅等に隣接している場合が想定されます。
- ・「土地の利用状況の著しい変化その他の特別な事情」としては、例えば、市街化調整区域として農地、緑地の保全・利用が図られてきた大規模な区域において、農家の担い手不足、交通施設の整備等の変化に伴い、農地が

急速に減少するとともに、駐車場や資材置場等への土地利用転換が進むなど、無秩序な開発を防ぎ円滑かつ迅速な土地利用の整序が必要である場合が想定されます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1304（1305）再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

循環型社会の形成を促進するため、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について環境大臣が認定する制度（再生利用認定制度：環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）について、特定の地域について試験的に対象廃棄物を拡大等して当該廃棄物の広域的なリサイクルを促進するものです。

2. 特例の概要

特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）を必要としていない場合であって、環境大臣が定める特定の廃棄物を特定の方法で再生利用する場合について再生利用認定制度の対象とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）再生利用認定制度について

一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、平成9年廃棄物処理法改正により設けられたものです。認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可が不要となります。ただし、廃棄物処理基準及び施設の維持管理基準等の規定については適用されます。

（2）法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）について

関係者の同意とは、廃棄物処理施設の設置に当たって、施設を設置しようとする事業者にあらかじめ関係者の同意の取得を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、単に、関係者への説明を求める手続を設けている場合は含まない。）をいいます。

流入規制とは、区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。）をいいます。

ただし、いずれの規制についても特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていない場合（例えば、市町村が特区計画を申

請する場合に、当該市町村の属する都道府県が法令を上回る規制を行っている場合）は含まれません。

（3）対象品目の追加について

基本方針中には①廃 FRP 船破碎物をセメント原料として利用する場合又は②容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合について、再生利用認定制度の対象に加える旨記載していますが、これら以外であっても以下のいずれにも該当しない廃棄物であって、再生利用の内容が妥当なものについては制度の対象に追加するものであります。

- ① ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものの他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（4）その他

環境省においては、再生利用認定申請に係る審査は特区計画申請に係る審査と同時並行で行うことが可能であり、計画認定と環境省における再生利用認定がほとんど同時に行われるよう環境省において配慮される予定です。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていないことを記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1306 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業

1. 特例を設ける趣旨

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は廃棄物処理法施行令において禁止されていますが、特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合には、当該禁止を解除するものです。

2. 特例の概要

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されていますが、市町村が、その設定する特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該市町村又はその市町村から処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができることとしたものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 規制の特例措置を講ずる地域の要件について

地中空間の周辺にある土地が地中空間埋立てを行う上で構造耐力上しっかりとおり自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること、埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来て地下水を汚染するおそれがないものであることを意味します。

(2) 一般廃棄物である溶融スラグについて

溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件化で燃焼させ、その残さを冷却して固化したものです。溶融スラグとすることにより焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化することができます。

「一定の性状を満たす」とは、単に溶融加工した溶融固化物であればよいものではなく、金属等が溶出しないように溶融加工されていなければなりません。

(3) 地下水等のモニタリングについて

特例措置の実施に当たっては、当該地中空間について一般廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けるとともに、その維持管理について地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件としていますが、これに対

応するものとして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号口に規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとしています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 埋め立てる地中空間の構造を明らかにする書類及び図面
- (2) 埋め立てる地中空間の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 埋め立てる地中空間の強度に関するデータ
- (4) 埋め立てる溶融スラグの性状に関するデータ

1310 ノヤギを狩猟鳥獸とする特例事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の特性に応じた、ノヤギの肉等の利用や生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止等の理由から、ノヤギが捕獲等の対象となる場合で、ノヤギのみを捕獲するための措置が講じられていると確認できる場合には、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に限り、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獸とみなすものです。

2. 特例の概要

本事業においてノヤギとは、野生化したヤギを指します。なお、法に基づく鳥獸は、鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義されており、この場合の「野生」とは、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物等を捕食し生息している状態を指しています。

現行制度において、ノヤギは狩猟鳥獸には含まれておらず、狩猟による捕獲はできません。首輪を装着している等の見た目の特徴がない限り、野外では、放牧された飼育下にあるヤギか、野生化したヤギかを判断することが困難であり、放牧されているヤギを狩猟者が銃器等により錯誤捕獲する危険性が高いことから、狩猟の対象として適切ではないとされています。

本事業においては、特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置が執られている場合に限って、特例的にノヤギの狩猟を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

本事業において特例措置が認められる場合とは、特区内において現にノヤギが生息し、当該ノヤギを捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）することによって、ノヤギの肉等を活用することができる、又はノヤギによって生じている農作物への被害や希少な植物の食害等生態系被害の防止等を図る必要があると地方公共団体が判断している場合です。

また、「ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置」として、特区内において、例えば、以下の措置が講じられていることが必要です。

- ① 放牧等により飼育されているヤギを、狩猟者が錯誤捕獲することを防ぐための関係者間の調整がなされていること

（例えば、特区計画区域の住民、自治会、生産者団体等の関係者（以下「特区関係者」という。）間で調整の上、特区内では小屋、柵等で囲まれた場所でヤギを飼育する、放し飼いによるヤギの飼育を行わない、飼育下にあるヤギ以外はノヤギとする等を定めた条例が策定されていること。）

- ② 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること

（例えば、飼育ヤギの存在する地域を確認し計画区域から外す、飼育下にあるヤギには首輪を付け個体識別を行う措置等が実施されていること。）

- ③ 狩猟者等への適切な周知が計画されていること

（例えば、狩猟者登録の際に、特区内でのみノヤギの狩猟ができるることについて、当該区域を明示する図面等を配布する等の準備を行っていること。）

- ④ 計画的な捕獲対策を行う場合に支障がないこと

（狩猟がノヤギの生息状況を攪乱することで、ノヤギの計画的な管理を阻害しないこと）

なお、申請主体が都道府県以外の地方公共団体の場合には、あらかじめ都道府県の関係部局と調整を図ることにより、鳥獣保護区や休猟区等の設定予定地等を除外するなど特区計画の円滑かつ有効な実施を図ることが重要です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区申請を行った地方公共団体が、特区内に放牧されているヤギがいないと判断する根拠又は当該区域内に飼育ヤギとノヤギが混在する場合には飼育ヤギの錯誤による捕獲がないと判断する根拠及び狩猟者等への周知の方法等について記載すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

特区の区域内にノヤギが生息していることが確認できるノヤギの生息分布図（飼育されているヤギがいる場合にはその箇所も併せて明記すること。）、ノヤギによる被害状況がわかる資料、地方公共団体がヤギの放し飼い等を規制するための条例等を設けている場合はその条例等、その条例等に伴い、特区関係者間で確認事項について協定書等を締結した場合にはその写し、周知のため狩猟者等に配布する予定の図面等。

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所（公立保育所型認定こども園を含む。以下同じ。）における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるもので

す。
※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

(1) 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。

- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

① 「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

② 「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③ 「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④ 「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すた

め、食事の提供体制等について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるのこと。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い

過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年のある地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- (4) 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。